

第2次加須市総合振興計画 改訂版 (案)

加須市

目次

I 序論

1 計画策定の目的等	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の根拠	2
(3) 計画の構成と期間	3
(4) 計画の推進体制	4
2 加須市の特性	5
(1) 加須市の現況	5
(2) 社会情勢の動向	10
(3) 市民満足度の状況	19
(4) まちづくりの課題	30

II 基本構想

1 基本理念	42
2 将来都市像	43
3 基本指標の見通し	44
(1) 人口の見通し	44
(2) 財政の見通し	45
(3) 土地利用の方針	46
4 まちづくりの基本目標	48
5 まちづくりの施策	56
(1) 安全で安心にいきいきと暮らせるまちづくり	57
(2) 未来へつなぐ人を育むまちづくり	61
(3) 魅力と活力を生む産業のまちづくり	64
(4) 豊かな自然と快適な環境のまちづくり	66
(5) 協働による持続可能なまちづくり	68

Ⅲ 後期基本計画

1 加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略	72
2 SDGsの推進	73
第1章 安全で安心にいきいきと暮らせるまちづくり	75
第1節 災害に強いまちをつくる	
第1項 水害対策の強化	76
第2項 震災等対策の強化	78
第2節 安全なまちをつくる	
第1項 防犯体制の強化	80
第2項 交通安全対策の充実	82
第3項 消防力の強化	84
第4項 安全な水道水の安定的な供給	86
第3節 スポーツを通じて健康ではつらつと輝けるまちをつくる	
第1項 健康づくりの推進	88
第2項 スポーツ・レクリエーションの振興	90
第4節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる	
第1項 感染症対策の迅速・適切な実施	92
第2項 地域医療体制の充実	94
第3項 高齢者福祉の充実	96
第4項 障がい者福祉の充実	98
第5項 ともに支え合う地域福祉の推進	100
第6項 生活の安定・安心の促進	102
第2章 未来へつなぐ人を育むまちづくり	105
第1節 こどもを産み育てやすいまちをつくる	
第1項 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援	106
第2項 こどもの健やかな成長の支援	108
第3項 仕事と子育ての両立の支援	110
第4項 幼児教育の充実	112
第2節 確かな学力と豊かな心を育むまちをつくる	
第1項 学校教育の充実と家庭・地域で健やかなこどもを育む環境づくり	114
第3節 自ら学び自分らしく生きるまちをつくる	
第1項 生涯学習の推進・芸術文化の振興	116
第4節 互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる	
第1項 人権尊重社会の推進	118
第2項 男女共同参画社会の推進	120

第3章 魅力と活力を生む産業のまちづくり	123
第1節 企業誘致の推進と雇用の創出で働きやすい環境のまちをつくる	
第1項 企業誘致の推進と多様な雇用の創出	124
第2節 産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる	
第1項 農業の活性化	126
第2項 商業の活性化	128
第3項 地域経済の活性化	130
第3節 地域の魅力で人が集まるまちをつくる	
第1項 観光によるまちおこし	132
第4章 豊かな自然と快適な環境のまちづくり	135
第1節 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる	
第1項 環境学習・教育の推進	136
第2項 環境活動の促進	138
第2節 豊かな自然と共生するまちをつくる	
第1項 自然環境との共生	140
第2項 美しい景観の形成	142
第3節 地球にやさしいまちをつくる	
第1項 地球温暖化への対応	144
第4節 快適で暮らしやすいまちをつくる	
第1項 循環型社会の構築	146
第2項 きれいな水の再生	148
第3項 公害のない生活環境の確保	150
第5章 協働による持続可能なまちづくり	153
第1節 地域の絆で協働のまちをつくる	
第1項 シティプロモーションの推進	154
第2項 広聴の推進	156
第3項 市民と行政との協働	158
第2節 便利で暮らしやすいまちをつくる	
第1項 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成	160
第2項 道路ネットワークの構築・道路環境の向上	162
第3項 魅力ある公園づくり	164
第4項 地域公共交通の充実	166
第5項 行政手続の利便性と窓口サービスの向上	168
第3節 持続可能な自治体経営を実現する	
第1項 効果的で効率的な自治体運営	170

I 序論

1 計画策定の目的等

(1) 計画の目的

本市は、平成 22 年 3 月の合併後、向こう 10 年間のまちづくりの指針として「第 1 次加須市総合振興計画」を平成 24 年 1 月に策定するとともに、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための 5 か年戦略として「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 28 年 2 月に策定し、市の将来都市像の実現に向けて、市民との協働によるまちづくりを基本に、その推進に取り組んできました。

このような中、「第 1 次加須市総合振興計画」の取組を評価し、本市が直面する課題の解決、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、今後の 10 年・20 年を見据えたまちづくりの指針として「第 2 次加須市総合振興計画」を令和 3 年 2 月に策定しました。

このたび、同計画の「前期基本計画」の計画期間が令和 7 年度をもって終了することから、年々変化する社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、行政課題に的確に対応していくため、「基本構想」について必要な見直しを行うとともに、「後期基本計画」を策定するものです。

なお、「後期基本計画」は、「前期基本計画」に引き続き、「第 3 次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した一体的な計画として策定します。

(2) 計画の根拠

平成 23 年の地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体独自の判断に委ねられることとなっています。

本市においては、平成 23 年 10 月に「加須市協働によるまちづくり推進条例」を制定し、同条例第 5 条において、総合的かつ計画的なまちづくりの基本構想を定めることが明記されています。

また、平成 30 年 7 月には「加須市議会基本条例」を制定し、同条例第 23 条において、加須市総合振興計画基本構想の策定及び改訂に関することを議会の議決事件としています。

■加須市協働によるまちづくり推進条例（平成 23 年加須市条例第 21 号）

（協働によるまちづくりの基本原則）

第 5 条 私たちは、次に掲げる 3 原則に基づき、協働によるまちづくりを推進します。

（1）・（2） 略

（3） 目標共有の原則 私たちは、加須市の一体性を確保しながらまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的なまちづくりの基本構想を定め、これを共通の目標としてまちづくりに取り組みます。

■加須市議会基本条例（平成 30 年加須市条例第 34 号）

（議決事件）

第 23 条 法第 96 条第 2 項の規定により、次に掲げるものを議会の議決すべき事件とする。

（1） 加須市総合振興計画基本構想の策定及び改訂に関すること。

（2）・（3） 略

(3) 計画の構成と期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から目標年度である令和 12 年度までの 10 年間とし、基本構想・基本計画で構成します。

また、後期基本計画に「第 3 次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含し、本市のまちづくりの指針となる 2 つの計画を一体的な計画として構成します。

なお、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

<基本構想（10 年間）>

まちづくりの基本的な考え方を示した基本理念や将来都市像を定め、その実現に向けた基本目標と、基本目標を達成するために取り組む施策の基本方針を明らかにします。

計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。

<基本計画（5 年間）>

基本構想で定めた将来の目標などを実現するための基本的政策を体系的に整理し、具体的に実施する施策を示します。

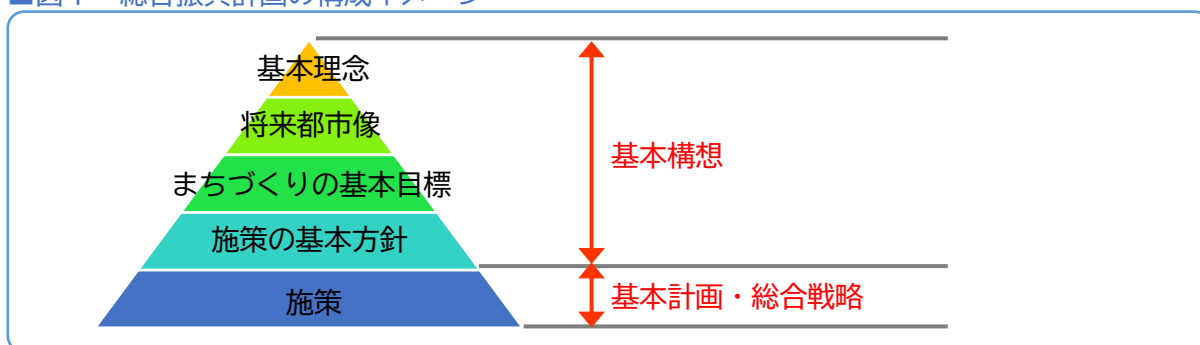
計画期間は、前期基本計画と後期基本計画の各 5 年に区分し、前期基本計画の計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、後期基本計画の計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

<総合戦略（5 年間）>

人口減少を抑制し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために戦略的に取り組む施策を示します。

計画期間は、後期基本計画と同じ令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

■図 1 総合振興計画の構成イメージ



■図2 計画期間

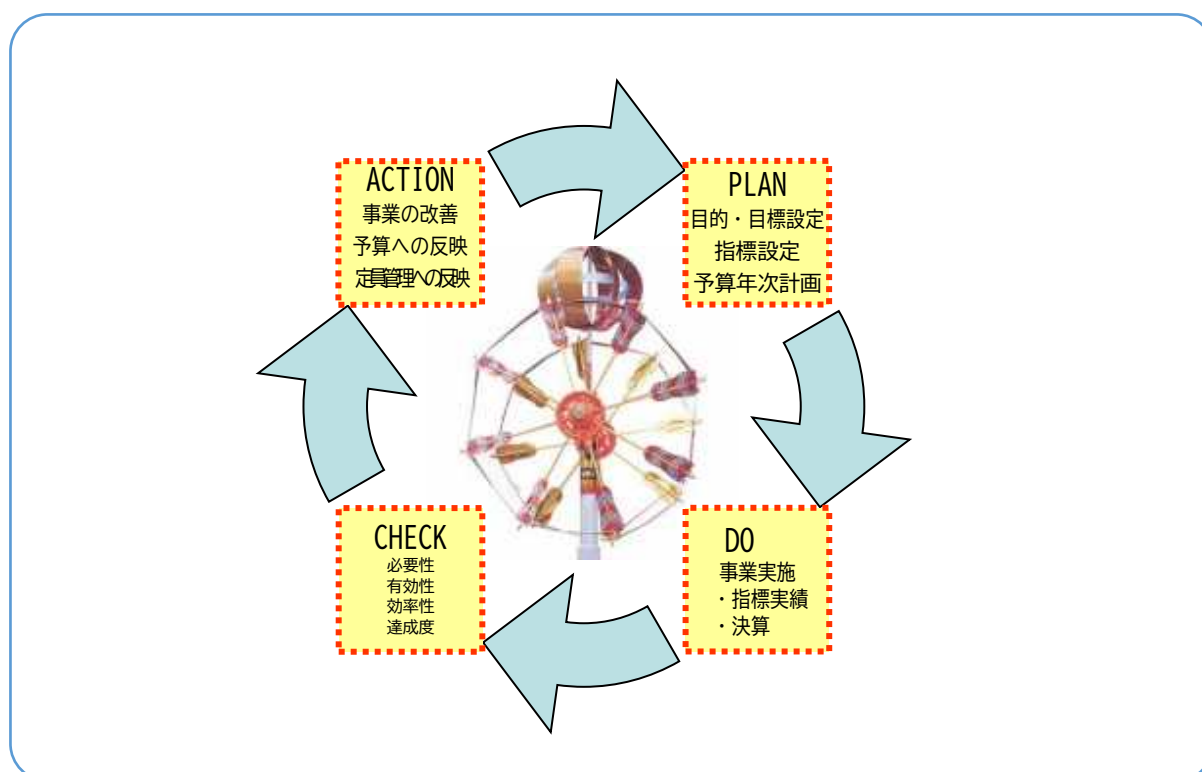
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想										
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
総合戦略	第2次					第3次				

(4) 計画の推進体制

本計画に位置付けた施策の効果を検証するため、本市の行政マネジメントサイクルツールである「加須やぐるまマネジメントサイクル」により、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルによる具体的な施策の進行管理を行い、絶えず改善を図ることで実効性を確保します。

また、各施策のKPI（重要業績評価指標）を検証することで、本計画をフォローアップするとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

■加須やぐるまマネジメントサイクル



2 加須市の特性

(1) 加須市の現況

①位置・地勢

本市は、埼玉県北東部、関東平野のほぼ中央部を流れる利根川中流域にあり、古き良き歴史を残した都市機能が集積する市街地と、その周辺に広がる水と緑の豊かな農村地域が調和する田園都市です。

利根川の堆積で形成され、海拔(令和6年水準測量成果表)は最高15.657m、最低9.652m、高低差6mほどの平坦地で、東西と南北それぞれ約16kmの広がりを持ち、面積133.30km²、都心からおおむね50km圏内にあり、茨城県、栃木県及び群馬県に接し、関東のどまんなか位置しています。

気候は太平洋側気候に属しており、令和6年の年間平均気温は約17℃、年間降水量は約1,200mmです。また、快晴の日数が多いことが大きな特徴です。夏は、日中かなりの高温になり、雷雨が発生し、冬は、北西の季節風が強く、空気が乾燥しますが、生活におおむね好適と言えます。

鉄道は、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、JR東北本線(宇都宮線)・東武日光線の栗橋駅に近接しています。

主要な道路は、国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向を通り、東側で国道4号に近接しています。また、東北縦貫自動車道加須インターチェンジがあり、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジに近接しています。



(令和元年5月 東北縦貫自動車道加須インターチェンジ上空から市街地方面撮影)

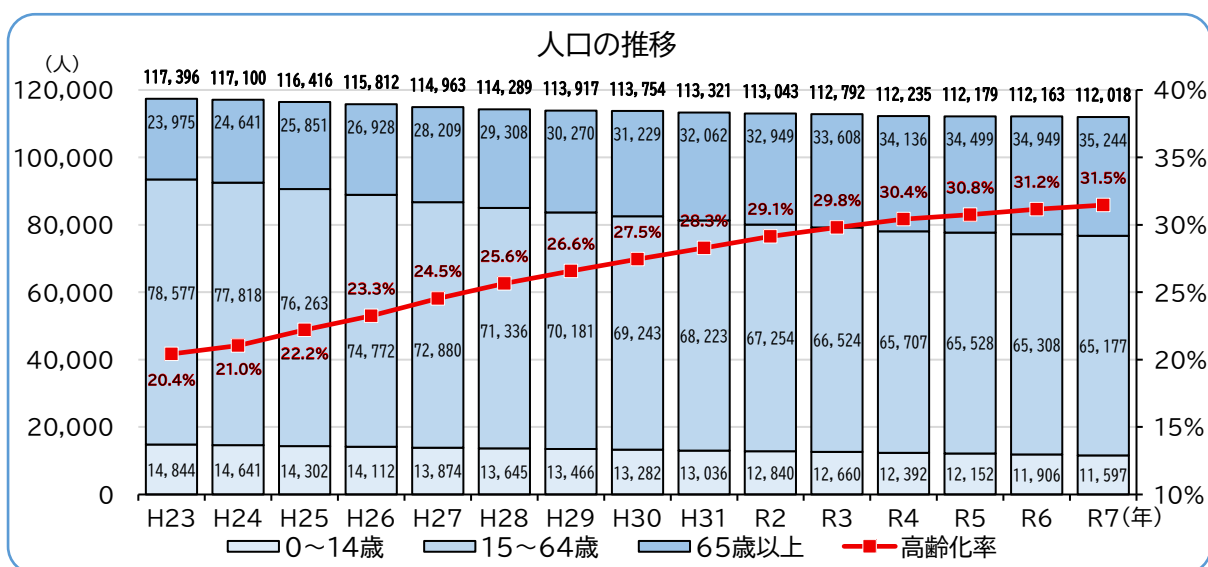
②人口の状況

本市の人口及び世帯数は、令和 7 年(1 月 1 日現在)の人口が 112,018 人、世帯数が 51,289 世帯、1 世帯あたりの人員が 2.18 人です。

人口は、合併以降減少傾向で推移しており、合併後の 15 年間で約 5,000 人の減少となっていますが、前期基本計画策定時における令和 7 年の推計人口と比較すると減少は緩やかとなっています。

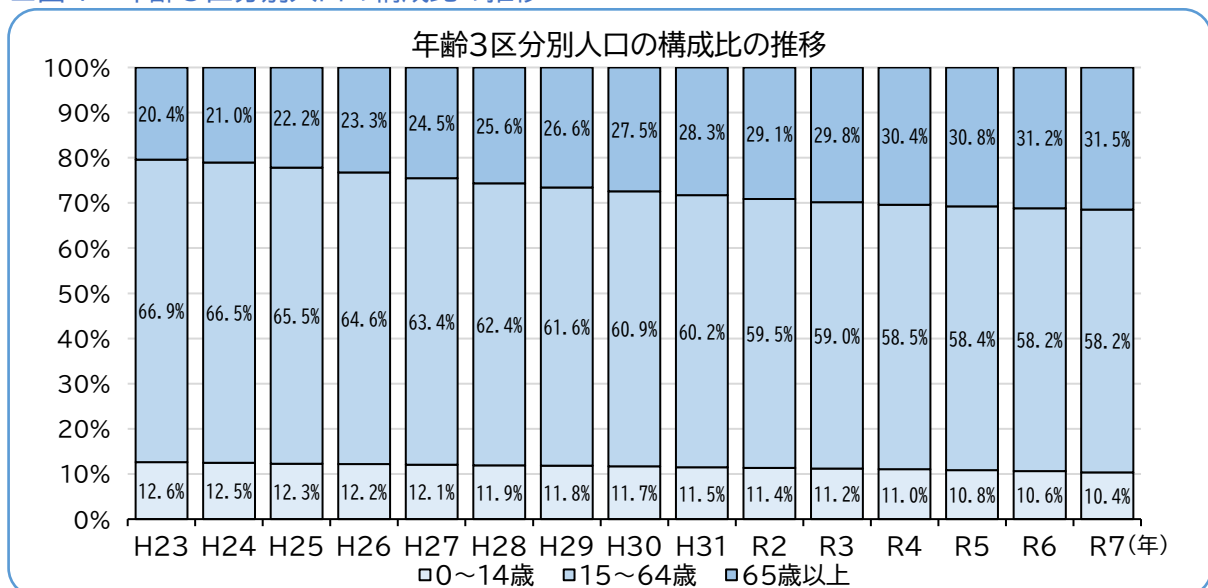
年齢 3 区分別人口の構成比は、平成 23 年に 14 歳以下の年少人口が 12.6%、65 歳以上の高齢者人口が 20.4%でしたが、令和 7 年には年少人口が 10.4%、高齢者人口が 31.5%となり、少子高齢化が急速に進展しています。

■図 3 人口の推移



<出典：各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳（市民課）>

■図 4 年齢 3 区分別人口の構成比の推移



<出典：各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳（市民課）>

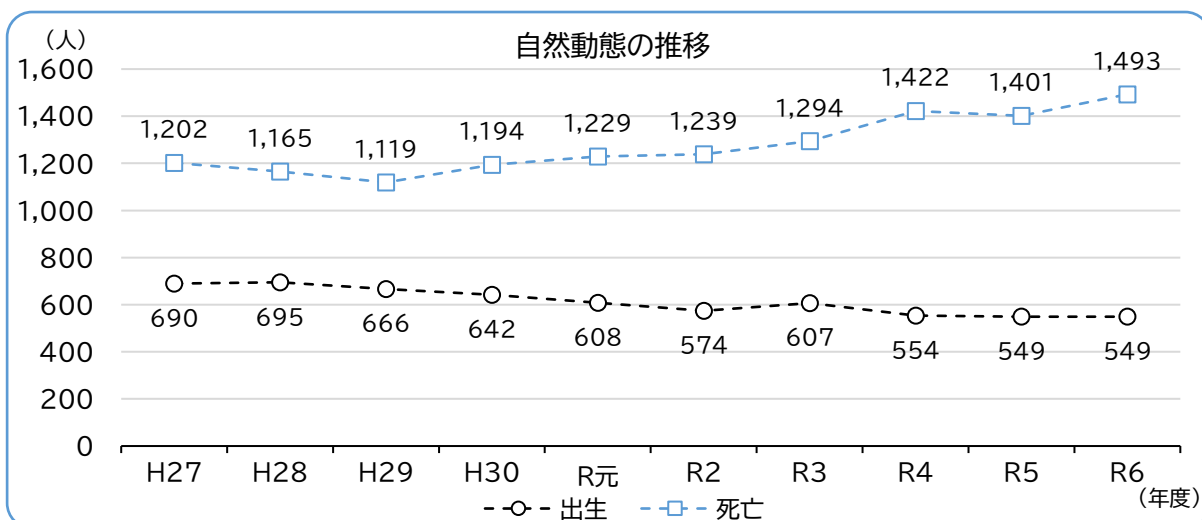
※小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%とはなりません。

③自然動態・社会動態の状況

出生・死亡による人口の自然動態については、令和4年度から令和6年度までの直近3箇年では死亡数が1,400人を上回っており増加傾向にあります。一方、出生数は減少傾向が続いており、死亡数が出生数を上回る自然減の状況です。

令和6年度の出生数は549人、死亡数は1,493人で自然増減数は944人の減少となっています。

■図5 自然動態の推移

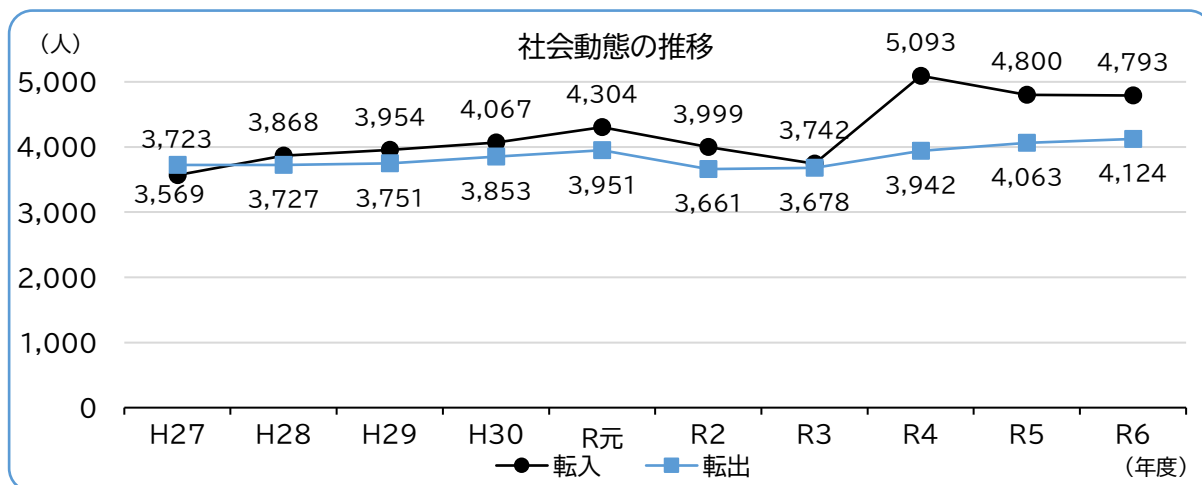


<出典：住民異動月報（市民課）>

転入・転出による人口の社会動態については、平成28年度に転入数が転出数を上回る転入超過に転じ、以降も社会増の状態が続いています。

令和6年度の転入数は4,793人、転出数は4,124人で社会増減数は669人の増加となっています。

■図6 社会動態の推移

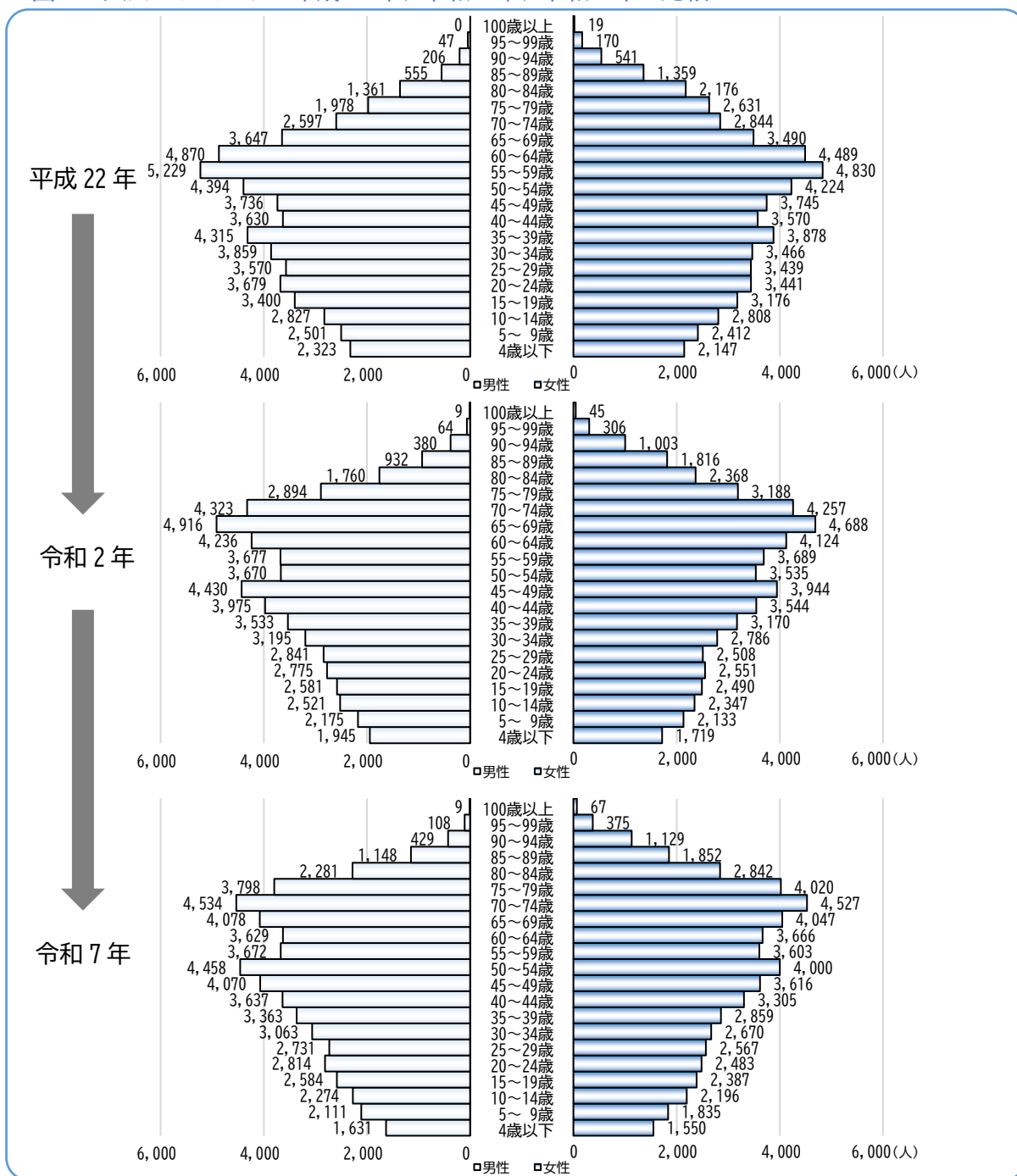


<出典：住民異動月報（市民課）>

本市の人口ピラミッドは、平成 22 年は男女ともに 55～59 歳、次いで 60～64 歳の層にピークがみられ、10 年後の令和 2 年には 65～69 歳、70～74 歳の層に移行しています。

令和 7 年は、さらに 5 年分移行し、高齢化の傾向が顕在化しています。また、平成 22 年と比較すると、54 歳以下の層では年齢が低いほど人口が少ない傾向にあり、今後も人口減少が続くと考えられます。

■図 7 人口ピラミッドの平成 22 年、令和 2 年、令和 7 年の比較



<出典：各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳（市民課）の数値を基に作成>

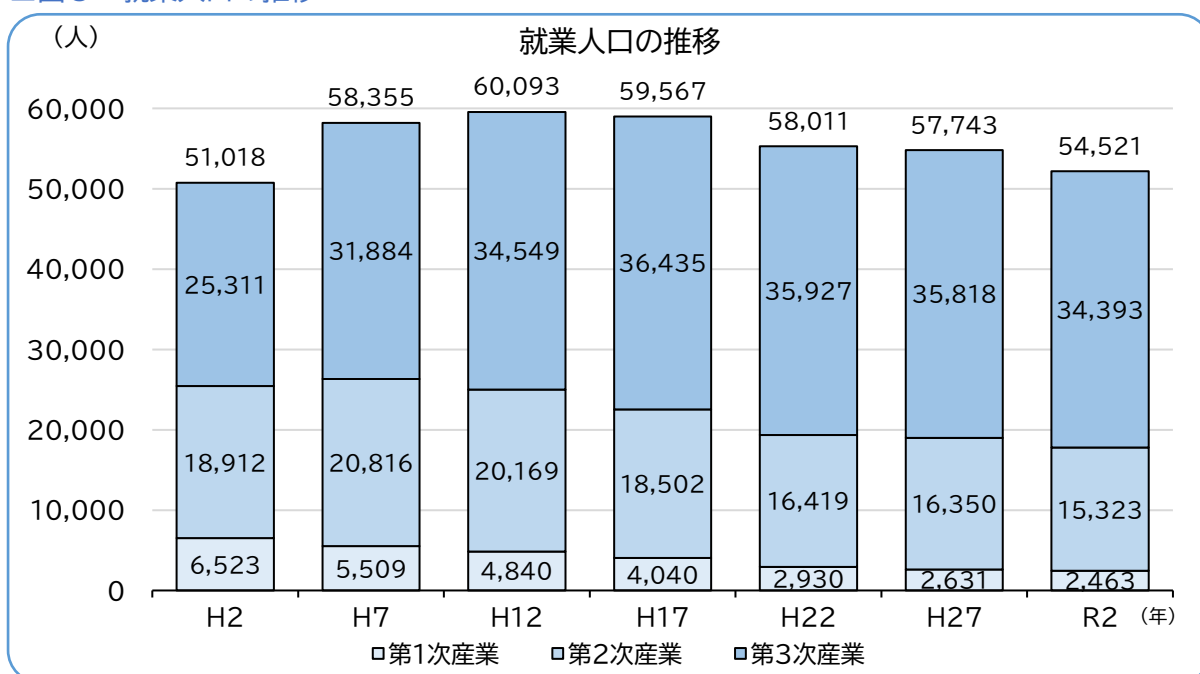
④産業の状況

本市の就業人口（国勢調査）は、平成2年以降、増加傾向にありましたが、平成12年の60,093人をピークに減少し、令和2年は54,521人となっています。

就業者の内訳では、第1次産業（農業など）は、平成2年には6,523人でしたが令和2年には2,463人にまで減少し、この間で約6割減少しています。第2次産業（製造業など）では、平成7年には20,816人でしたが令和2年には15,323人にまで減少し、ピーク時と比較して約4分の3に減少しています。第3次産業（商業など）では、平成17年の36,435人をピークに令和2年には34,393人と減少に転じています。

こうした就業人口の減少は、産業構造の変化とともに、少子化に伴う人口減少による生産年齢人口（15～64歳）の減少や高齢化の進展が大きく関わってきていると言えます。

■図8 就業人口の推移



<出典：国勢調査>（総数には分類不能を含みます。）

※H2～H17の値は、合併前の1市3町の値を合算したもの

産業の特徴については、第1次産業では、農林水産省の「わがマチ・わがムランキン」によると水稻作付面積4,560ha、水稻収穫量22,100tは、いずれも埼玉県内第1位（令和6年現在）となっています。

第2次産業では、交通の利便性が良いことから、市内には11箇所の工業団地があり、約260社が立地しています。市内全域では、特に大規模な製造業の工場である特定工場が、埼玉県内で最多の90社立地しています。

第3次産業では、市内総生産額（令和4年）を産業別でみると、第3次産業の割合が約58%で最も多くなっています。次いで第2次産業が約40%で第2次・第3次産業で市内総生産額のほとんどを占めています。

(2) 社会情勢の動向

- ①人口の動向
- ②少子高齢化社会への対応
- ③安全・安心に対する意識の高まり
- ④産業の動向
- ⑤環境問題への関心の高まり
- ⑥自治体経営
- ⑦地方創生の推進と SDGs への取組
- ⑧デジタル社会の発展

①人口の動向

(全国的な状況)

日本の総人口は、平成 20 年をピークに人口減少に転じました。令和 2 年の国勢調査によると、日本の総人口は 1 億 2,615 万人であり、平成 22 年の国勢調査に比べて 191 万人減少（年平均 19 万人減少）しています。

15 歳未満人口は 11.9%と過去最低を更新し、出生数の減少による少子化が進んでいます。現役世代である 15～64 歳人口の割合は 59.5%にとどまり、働き手の減少が進む中で、支える世代と支えられる世代のバランスが崩れつつあります。

一方、65 歳以上人口は 3,602 万人に達し、高齢化率は 28.6%となっています。特に 75 歳以上人口は約 1,860 万人と、65～74 歳人口を上回っており、人口構造の中心が一層高齢層へ移行しています。

また、少子高齢化による地域の労働力人口の確保等を背景として、多様な国籍の外国人の定住が増加しています。

(加須市の状況)

本市においても、人口は緩やかに減少しています。年齢 3 区分別人口の構成比は、令和 7 年には年少人口が 10.4%、高齢者人口が 31.5%となり、10 年前（平成 27 年）と比較すると年少人口が 1.7%減、高齢者人口が 7%増となっており、少子高齢化が進行しています。

自然増減を見ると、出生数の減少と死亡数の増加により一貫して自然減が続いています。一方、社会増減を見ると、平成 28 年度に転入数が転出数を上回る転入超過に転じ、以降も社会増の状態が続いています。

また、外国人人口は増加傾向にあり、ベトナム、中国、フィリピン、ブラジルなど多様な国籍の住民が定住しています。

②少子高齢化社会への対応 (全国的な状況)

少子化が進行する中で、家庭生活における女性への家事や育児の分担の偏り、保育人材の不足や地域差、虐待・貧困への対応やヤングケアラーへの支援の不十分さなどがみられます。今後は、男女が共に育児と仕事を両立できる制度整備、保育人材の確保や地域差の是正、こどもの権利を尊重した支援の拡充等を進め、社会全体でこどもを育む、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた仕組みを強化することが求められます。

また、少子化により学校規模の縮小や地域差が広がる中、教育の質と機会均等を確保する取組が進められています。少人数学級による教師の負担軽減や専門性の向上を図り、デジタル教材やオンライン学習の活用で地域差の縮小を目指しています。

さらに、不登校や特別な支援を必要とするこどもへの対応を強化し、社会全体でこどもを支える教育環境づくりが重要視されています。

また、高齢化の進展に伴い、医療・介護・生活支援等を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築や認知症フレンドリー社会の実現が必要であるとともに、一人暮らし高齢者の増加やライフスタイルの多様化等に対応するため、地域共生社会の実現が求められています。

加えて、持続可能な高齢者医療制度や安定的な公的年金制度の運営が必要となっています。

(加須市の状況)

こども・若者などの意見を施策に反映させながら、必要な支援がこども・若者の年齢によって途切れることがないように、継続的に支援していくことが求められています。

こうした中で、本市では、様々な子育て相談に対応するためのワンストップの相談窓口として、「すくすく子育て相談室」を設置し、また、多様な保育ニーズに対応するため様々なサービスを展開するとともに、保育環境や幼児教育の質の確保等のため、計画に基づく幼稚園・保育園の再編に取り組んでいます。さらに、こども食堂やフードパントリーの取組への支援など経済的に厳しい状況に置かれている家庭への対策を行っています。

教育においては、少子化や核家族化が進行する中、その目的を「人づくり」と捉え、こどもたちが健やかに成長することができるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進していることに加え、将来を見据えた持続可能で魅力ある学校づくりを進めるため、こどもたちにとってより良い教育環境の実現に向けた学校の再編等に着手しています。

また、本市では、高齢化の進展に伴う高齢者の生活支援ニーズの増加に対応するため、地域全体で高齢者を支え合う「地域包括ケアシステム」の確立に取り組んでいます。

さらに、認知症の人の増加が見込まれる中、認知症に関する様々な普及啓発の実施、認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置など、認知症の人やその家族などが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制づくりを進めています。

加えて、「埼玉一の健康寿命のまち」を目指し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を進めており、特に国保健診（特定健診）については、様々な取組により受診率が向上しています。

③安全・安心に対する意識の高まり

(全国的な状況)

近年、日本各地で豪雨、台風被害が頻発し、その被害が広域化、大規模化、多様化しつつあります。

また、南海トラフ地震、首都直下地震等が高い確率で発生することが見込まれるとともに、老朽化するインフラ施設の増加に伴い、地震等の災害発生時の復旧の遅れや、大規模な事故などが発生しています。

さらに、国内外における凶悪事件、振り込め詐欺などの特殊詐欺事件や地域の治安を悪化させる原因となる空家・空地の増加、高齢ドライバーによる交通事故などが相次ぎ、安全・安心に対する国民の意識が高まっています。

住民意識の変化や少子高齢化・核家族化などによる地域のつながりの希薄化の進行やコミュニティ機能の低下が、地域の防犯、災害時の安全確保など、安全・安心志向の高まりに拍車をかけていると考えられます。

将来的には、人口減少下での地域防災力・防犯力の維持、気候変動による災害リスク増大への対応、住民参加型の安全・安心社会の構築が重要であり、先端技術の導入や地域の協働が求められます。

また、地域医療においては、中長期的な人口構造や医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保が必要となっています。

(加須市の状況)

本市は、比較的自然災害が少ない地域ですが、令和元年10月に発生した台風第19号により、昭和22年9月に関東地方を襲ったカスリーン台風以来72年ぶりに、利根川が氾濫するおそれのある水位に達しました。人的被害はなかったものの、本市では初めて避難情報を発令し、9,500人以上が避難を実施しました。

頻発する自然災害の発生に備え、地域防災計画に基づき、水害と震災に分けて「災害に強いまちづくり」を推進しています。

また、現行サービスの終了に伴う防災行政無線の整備を進めるとともに、水害時の避難に関し、避難情報の周知、避難情報発令のタイミング、避難場所の確保・運営、移動の手段・経路などの課題について対策を講じているほか、避難場所の災害用備蓄品の計画的な確保に努めています。

さらに、防犯や交通安全の取組においては、LED防犯灯及び防犯カメラの設置や地域パトロールの強化、特殊詐欺被害防止に向けた啓発活動を継続的に実施するほか、生活環境を阻害し犯罪の温床となる空家・空地の発生防止と活用促進を図るとともに、世代に応じた交通安全教育や啓発活動の推進、自転車乗車時のヘルメットの着用促進に取り組んでいます。

また、地域医療体制に関しては、市内医療機関の輪番による休日・夜間診療の実施や、令和4年6月開設の埼玉県済生会加須病院の誘致などにより、医療体制の確保に努めています。

④産業の動向

(全国的な状況)

我が国の経済は、人口構造の変化を踏まえつつ、多様な人材活用と生産性向上を軸に展開されようとしています。労働市場では、女性や高齢者、外国人など幅広い人材の就労が進み、定年延長や再雇用制度の拡充、介護や子育てと両立できる柔軟な働き方の整備が進められています。

また、デジタル化の推進や新しいビジネスモデルの実装、事業の承継や再構築に向けた支援策が広がり、企業の収益基盤や競争力の強化が進められています。

さらに、農業分野では、農地の集積・集約化、大区画化やスマート農業の導入に加え、担い手の育成や農村地域での6次産業化などが進められています。

また、観光分野では、国内旅行の促進や地域交流の拡大、インバウンド需要の回復に伴う訪日観光客及び観光収入が増加していることに加え、地域独自の資源を活かした観光コンテンツづくりが推進されるなど、産業・地域一体の活力創出に向けた動きが強まっています。

(加須市の状況)

本市は、水稻づくりを中心とした農業や製造業を中心とした工業、道路交通網の優位性を活かした流通業が盛んに行われています。

本市の基幹産業である農業は、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の発生、気候変動の影響に加え、「令和の米騒動」といわれる米の需給問題などの課題を抱える中、生産基盤の整備及び農業経営への支援を充実させることで収益性の向上を図り、農業がより魅力ある産業となるよう取り組んでいます。

また、本市経済の活性化を図るために、市民生活や地域経済を支える都市基盤の充実に、農業や地場産業をはじめとする工業の活性化に加え、それぞれの地域資源を活かした農工商の連携による地域産業の活性化、道路交通網を活かした企業誘致などに取り組んでいます。

さらに、加須駅周辺では、駅と一体であった商業施設の撤退や空き店舗が増加傾向にある中、埼玉県済生会加須病院の開院を契機とした都市機能の集積と既存市街地におけるにぎわいの創出など新たなまちづくりに取り組んでいます。

また、地域経済の持続的な発展を視野に入れた施策を進めており、中小企業の経営安定化や新たな事業展開への支援、市役所内の「ふるさとハローワーク」などと連携した雇用機会の充実、本市の知名度及び製品の付加価値の向上を目的とした「かぞブランド」認定制度の実施、地域内で消費を促す「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用、ポストコロナやインバウンド対応を踏まえた本市が有する豊かな自然や祭り、文化、農業、スポーツ、サイクリングとの連携による誘客促進などに取り組んでいます。

⑤環境問題への関心の高まり

（全国的な状況）

日本の年平均気温は、長期的にみると上昇しており、1898 年の統計開始から 2024 年までに、100 年当たり 1.40℃の割合で上昇し、世界の気温上昇率（0.77℃/100 年）より高くなっています。また、全国の日降水量（0 時～24 時の 1 日の降水量）については、100mm を超える大雨の年間日数が 20 世紀初めの 0.8 日、20 世紀末の 1.0 日と比べ、近年は 1.2 日と増加しています。このような猛暑や大雨の頻度の増加など、地球温暖化に伴う気候変動の影響が全国各地で生じており、さらに、今後これらの影響が長期にわたり拡大するおそれがあると考えられています。

そこで、国では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度から 46%削減、さらに野心的な目標として、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減することを掲げ、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーなどの脱炭素効果の高い電源の最大限活用、公共部門や地域の脱炭素化、脱炭素型の暮らしへの転換等の取組などを進めています。

また、海洋プラスチック問題やアジア各国による廃棄物の輸入規制などを背景に、プラスチックなどのごみ問題の解決に向けて、ごみの資源化や減量化などによる循環型社会の構築が求められています。

さらに、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の理念に基づき、2030 年までに生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せるという目標達成のため、生物多様性の保全・創造・活用に取り組んでいます。

加えて、環境基本法に定められている 7 公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）への対応も強化されています。

（加須市の状況）

本市の水辺や緑豊かな自然環境は、市民の財産であり、令和 7 年 9 月に実施した環境に関するアンケート調査によれば、満足度が高く、本市の魅力として、まちづくりの貴重な資源となっています。

特に、平成 24 年 7 月に埼玉県内初のラムサール条約湿地として登録された「渡良瀬遊水地」は、多様な動植物の宝庫でもあり、湿地の「保全・再生」・「賢明な利用（ワイズユース）」・「交流・学習」を広域連携により推進しています。

また、地球温暖化の防止に向け、令和 5 年 3 月に「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量の削減の推進や再生可能エネルギーの最大限活用を促進しています。

さらに、本市では、平成 25 年にごみの分別を 5 種 18 分別に統一し、令和 5 年度の人口 10 万人以上の自治体におけるリサイクル率は全国 5 位（埼玉県内 1 位）と 11 年連続して全国トップ 5 を維持しています。マイバッグ・マイボトル運動や食品ロスの削減、ごみ分別の徹底など、市民との協働によるごみの資源化・減量化の推進により、「日本一のリサイクルのまち」を目指しています。

⑥自治体経営

(全国的な状況)

自治体は、人口減少や高齢化、社会保障費の増大に伴う財政の圧迫を背景に、持続可能な経営への転換を迫られています。

また、基金や起債の適正管理、公共施設の再編、公共施設における指定管理者制度の導入など効果的・効率的な自治体運営が求められています。

そのような中、市民（市民団体、住民自治組織、NPO等）と行政が、情報を共有しながら対等な立場で役割分担を決め、地域課題や社会的課題の解決に取り組んでいます。さらに、財政状況等の行政情報の公開の徹底やパブリックコメント制度等の導入、性別に関係なく市政への市民参加、参画することを定めた、いわゆる「自治基本条例」を制定する自治体が全国的に増えています。

加えて、地域の労働力人口の確保等を背景として多様な国籍の外国人の定住が増加していることから、外国人住民を地域の一員として受け入れ、共に支え合う多文化共生の推進が必要となっています。

(加須市の状況)

本市では、生産年齢人口の減少に加え、物価高騰・労務単価の上昇、扶助費の増加などにより、経常的経費が大きく増加していますが、多様化する市民ニーズへ適切に対応するためには、より多くの財源が必要となることから、財政状況は厳しさを増しています。

また、市町村合併を経て機能を同じくする公共施設を複数所有しており、さらに、多くの公共施設で老朽化が進み、老朽化対策に多額の経費が必要となっていることから、真に必要とされる公共施設の適正な配置の実現の取組を進めています。

こうした中、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、自治協力団体をはじめとして、市民と行政がそれぞれの責任や役割を分担しながら連携する「市民との協働によるまちづくり」を推進しています。

加えて、本市でも外国人の定住者が増えていることから、互いの文化や価値観などの違いを認め合う多文化共生社会の構築を目指しています。

⑦地方創生の推進と SDGs への取組

(全国的な状況)

平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、人口減少と地域経済の縮小を克服するために、「東京一極集中の是正」や「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に則した課題解決」を基本的視点とした地方創生の取組が展開されるようになりました。

しかしながら、東京圏への転入超過は一貫して増加が続き、更なる取組が必要となっていることから、令和元年 12 月に策定された「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の一層の推進に向けた取組が進められてきました。その後、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていく観点から、令和 4 年 12 月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されたことに加えて、令和 7 年 6 月には「地方創生 2.0 基本構想」が閣議決定され、今後 10 年間を見据えた地方創生の新たな方向性が提示されました。

また、「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たって、SDGs の理念に沿って進めることにより、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGs を原動力とした地方創生を推進するとしています。

(加須市の状況)

本市では、平成 28 年 2 月に「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、4 つの基本目標と 18 のプロジェクトを掲げ、その達成に向けて取り組んできました。その後、同戦略の計画期間の満了に伴い、令和 3 年 2 月に、「第 2 次加須市総合振興計画・前期基本計画」との一体的な計画として「第 2 次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の抑制による将来にわたる活力ある地域社会の維持を図るため、当該計画に定める施策を推進してきました。その結果、平成 28 年度以降、転入者が転出者を上回る社会増を維持し、「人口の社会増のプラス傾向」を継続しています。

また、SDGs が掲げる目標は、スケールは異なるものの本市の取組と重なるものも多く、SDGs の理念は、市政の中に相当程度取り込まれています。

さらに、SDGs が掲げる目標年度と本計画の計画年度は同じ 2030 年（令和 12 年）ということもあり、本計画の推進に当たっては、引き続き SDGs が掲げる目標を意識し取り組むこととしています。

SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals) は、日本では「持続可能な開発目標」と解される、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年（令和 12 年）までを期限とする 17 の国際目標のことです。

■SDGs の特徴



普遍性 先進国を含め、全ての国が行動する

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」

参画型 全てのステークホルダー（政府、企業、NGO、有識者等）が役割を

統合性 社会・経済・環境は不可欠であり、統合的に取り組む

透明性 モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップ

■持続可能な開発目標

目標 1 貧困		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2 飢餓		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3 保健		あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4 教育		全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5 ジェンダー		ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
目標 6 水・衛生		全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7 エネルギー		全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8 成長・雇用		包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
目標 9 イノベーション		強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10 不平等		各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11 都市		包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12 生産・消費		持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13 気候変動		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14 海洋資源		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15 陸上資源		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16 平和		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17 実施手段		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

⑧デジタル社会の発展

(全国的な状況)

スマートフォンやタブレットなどのデジタル機器の普及や SNS をはじめとした多種多様なデジタルサービスの飛躍的な発展により、必要なときに必要な情報を自ら取得できる環境が整備され、人々のライフスタイルやコミュニケーションの方法に大きな変化をもたらしています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行をきっかけとして、社会の様々な場面でデジタル技術の活用が広がり、キャッシュレス決済やフードデリバリーなど消費スタイルも大きく変化し、これまで対面が原則とされていた業種・業界でも、オンラインの活用が広がってきています。

さらに、ビジネスの現場においては、オンラインによる会議や商談、電子契約、電子帳簿、押印廃止・ペーパーレス、AI による顧客対応などそのプロセスが大きく変わりつつあります。

また、学校教育においても「GIGA スクール構想」により児童生徒に 1 人 1 台端末が整備され、学童期からデジタルを使うことが前提の教育に変わってきています。

こうした社会的潮流の中で、国は令和 2 年に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定するとともに、令和 3 年にデジタル庁を設立し、自治体情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続オンライン化の推進など、デジタル社会の実現に向けて自治体 DX の支援に取り組んでいます。

また、令和 4 年頃から生成 AI の社会実装が進み、新しいサービスが出現したことで、ビジネスや行政サービスの充実、業務の効率化などへの様々な期待がある一方、個人情報や機密情報の保護、知的財産権への配慮など社会の進展を阻害し混乱をもたらさないような適切な運用に取り組むことが必要となっています。

このように、デジタル技術が暮らしやビジネスで当たり前となる時代へと移行しつつある中で、セキュリティ対策やデジタルに不慣れな人への配慮を進め、デジタル技術やデータを活用した、全ての市民が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

(加須市の状況)

本市では、令和 4 年度に策定した「加須市 DX 推進計画」を DX 推進の羅針盤とし、市民生活の質の向上や行政の効率化、地域課題の解決など様々な分野において DX の推進に取り組んでいます。

具体的には、マイナンバーカードの普及促進、電子申請や公共施設予約などのオンラインサービス、4 税 7 料金のコンビニ収納、住民票や税証明書などのコンビニ交付に加え、AI の利活用などにより、市民サービスの向上と業務の効率化を図っています。

一方、現在も書類による手続や市役所等に出向いての対面による手続が残っており、今後さらに行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための「スマート自治体」の推進が求められています。

学校教育の現場においては、全小中学校の児童生徒 1 人 1 台端末の環境を整備し、ICT を活用した学習やオンライン授業の実施などを推進しています。

(3) 市民満足度の状況

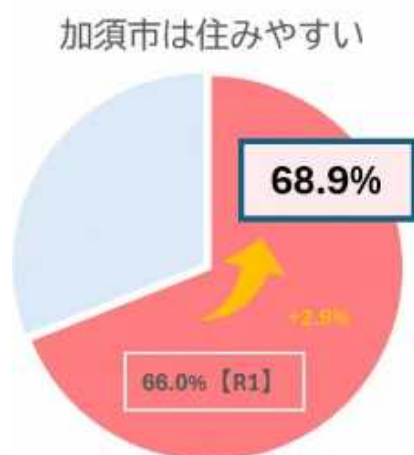
「第2次加須市総合振興計画」(計画期間：令和3年度～令和12年度)では、5つの基本目標を掲げ、市民との協働によるまちづくりを基本に、その推進に取り組んでいます。

「後期基本計画」の策定に当たり、広く市民意向を把握するため、令和6年度に「加須市まちづくりアンケート調査」を実施しました。

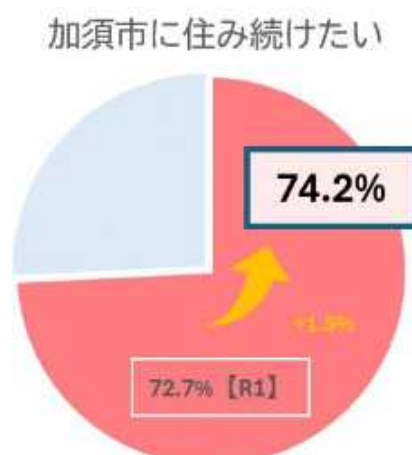
この調査結果のうち、本市の住みやすさや本市への定住意向など、まちづくりに対する総括的な満足度を示す3項目の結果は以下のとおりです。

また、5つの基本目標に係る施策ごとの市民満足度・重要度の状況は次ページ以降のとおりです。

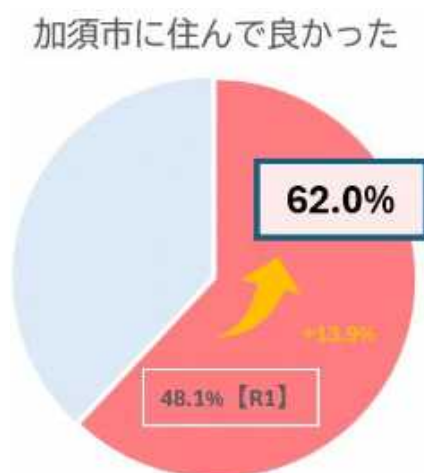
【加須市のまちづくりに対する総括的な満足度】



※「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合の合計



※「ずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」と回答した割合の合計



※「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標1 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

【満足度】

「満足度（推移の合計）」は、基本目標1を構成する12施策（令和元年度と比較ができないNo.2の施策を除く。）のうち11施策で向上しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は86ポイント増加し、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）は56ポイント減少しています。合計すると142ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	健康づくりの推進	・病気の発症予防と重症化予防 ・生活習慣の改善推進 ・こころの健康づくりの推進	17% 27%	↑ +10	11% 8%	↓ -3	↑ +13
2	感染症対策の迅速・適切な実施	・感染予防の推進 ・生活支援の推進 ・事業者支援の推進	29%	—	11%	—	—
3	地域医療体制の充実	・地域医療連携の推進 ・地域医療資源の確保 ・救急医療体制の充実 ・国民健康保険事業の安定的な運営 ・後期高齢者医療制度の安定的な運営	21% 31%	↑ +10	26% 19%	↓ -7	↑ +17
4	高齢者福祉の充実	・高齢者の健康づくりと介護予防の推進 ・高齢者の日常生活を支える体制づくり ・認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり ・在宅医療・介護サービス提供体制等の充実 ・介護保険制度の安定的な運営	16% 20%	↑ +4	21% 14%	↓ -7	↑ +11
5	障がい者福祉の充実	・相互理解と権利擁護の推進 ・日常生活への支援 ・障がい児に対する支援 ・就労への支援 ・社会参加の促進 ・障がい者の安心安全の取組	10% 15%	↑ +5	16% 13%	↓ -3	↑ +8
6	ともに支え合う地域福祉の推進	・地域共生社会の推進 ・地域福祉活動の推進 ・ともに助け合う安心な地域づくりの推進 ・社会福祉法人等への支援 ・ユニバーサルデザインの推進	9% 17%	↑ +8	12% 12%	→ +0	↑ +8
7	生活の安定・安心の促進	・国民年金窓口の充実 ・生活困窮者の自立支援 ・生活保護受給者の自立促進 ・消費生活の安心安全の確保	11% 16%	↑ +5	17% 15%	↓ -2	↑ +7
8	水害対策の強化	・利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進 ・利根川・渡良瀬川・荒川の減災対策の推進 ・利根川・渡良瀬川の水防体制の充実・強化 ・水害時避難者支援対策の充実 ・水害被災者への復旧支援対策の充実 ・中川水系等県管理河川の整備促進 ・治水対策の整備推進 ・土地改良区管理水路の整備促進	19% 31%	↑ +12	29% 17%	↓ -12	↑ +24
9	震災等対策の強化	・建築物の耐震化の促進 ・震災等予防対策の推進 ・震災等応急対策の充実・強化 ・震災等避難者支援対策の充実 ・震災等被災者への復旧支援対策の充実	13% 18%	↑ +5	32% 16%	↓ -16	↑ +21
10	防犯体制の強化	・防犯意識の向上 ・防犯体制の整備 ・防犯環境の整備 ・空家・空地対策の充実	9% 13%	↑ +4	28% 32%	↑ +4	→ +0
11	交通安全対策の充実	・交通安全意識の向上 ・交通環境の整備 ・救助・救急活動の充実 ・交通事故被害者支援の推進	13% 18%	↑ +5	23% 18%	↓ -5	↑ +10
12	消防力の強化	・広域消防体制の充実 ・消防施設の充実 ・消防団活動の充実	23% 22%	↓ -1	11% 7%	↓ -4	↑ +3
13	安全な水道水の安定的な供給	・安心して飲める水道 ・安定して供給できる水道 ・経営基盤の強化	25% 44%	↑ +19	8% 7%	↓ -1	↑ +20
向上ポイント数の合計			+86ポイント		-56ポイント		+142ポイント

基本目標1 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

【重要度】

「重要度（推移の合計）」は、基本目標1を構成する12施策（令和元年度と比較ができないNo.2の施策を除く。）のうち6施策で向上し、5施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は38ポイント増加しましたが、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）も2ポイント増加しています。合計すると36ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	健康づくりの推進	・病気の発症予防と重症化予防 ・生活習慣の改善推進 ・こころの健康づくりの推進	64%	↑	3%	↓	↑
			76%	+12	2%	-1	+13
2	感染症対策の迅速・適切な実施	・感染予防の推進 ・生活支援の推進 ・事業者支援の推進	74%	—	3%	—	—
3	地域医療体制の充実	・地域医療連携の推進 ・地域医療資源の確保 ・救急医療体制の充実 ・国民健康保険事業の安定的な運営 ・後期高齢者医療制度の安定的な運営	78%	↑	1%	↑	↑
			81%	+3	2%	+1	+2
4	高齢者福祉の充実	・高齢者の健康づくりと介護予防の推進 ・高齢者の日常生活を支える体制づくり ・認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり ・在宅医療・介護サービス提供体制等の充実 ・介護保険制度の安定的な運営	79%	↓	2%	↑	↓
			78%	-1	3%	+1	-2
5	障がい者福祉の充実	・相互理解と権利擁護の推進 ・日常生活への支援 ・障がい児に対する支援 ・就労への支援 ・社会参加の促進 ・障がい者の安心安全の取組	70%	↓	2%	→	↓
			67%	-3	2%	+0	-3
6	ともに支え合う地域福祉の推進	・地域共生社会の推進 ・地域福祉活動の推進 ・ともに助け合う安心な地域づくりの推進 ・社会福祉法人等への支援 ・ユニバーサルデザインの推進	45%	↑	6%	↓	↑
			61%	+16	3%	-3	+19
7	生活の安定・安心の促進	・国民年金窓口の充実 ・生活困窮者の自立支援 ・生活保護受給者の自立促進 ・消費生活の安心安全の確保	64%	↑	3%	→	↑
			66%	+2	3%	+0	+2
8	水害対策の強化	・利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進 ・利根川・渡良瀬川・荒川の減災対策の推進 ・利根川・渡良瀬川の防水体制の充実・強化 ・水害時避難者支援対策の充実 ・水害被災者への復旧支援対策の充実 ・中川水系等県管理河川の整備促進 ・治水対策の整備推進 ・土地改良区管理水路の整備促進	82%	→	1%	↑	↓
			82%	+0	2%	+1	-1
9	震災等対策の強化	・建築物の耐震化の促進 ・震災等予防対策の推進 ・震災等応急対策の充実・強化 ・震災等避難者支援対策の充実 ・震災等被災者への復旧支援対策の充実	82%	↓	0%	↑	↓
			80%	-2	1%	+1	-3
10	防犯体制の強化	・防犯意識の向上 ・防犯体制の整備 ・防犯環境の整備 ・空家・空地対策の充実	77%	↑	1%	→	↑
			83%	+6	1%	+0	+6
11	交通安全対策の充実	・交通安全意識の向上 ・交通環境の整備 ・救助・救急活動の充実 ・交通事故被害者支援の推進	75%	→	1%	→	→
			75%	+0	1%	+0	+0
12	消防力の強化	・広域消防体制の充実 ・消防施設の充実 ・消防団活動の充実	74%	↓	1%	↑	↓
			67%	-7	2%	+1	-8
13	安全な水道水の安定的な供給	・安心して飲める水道 ・安定して供給できる水道 ・経営基盤の強化	69%	↑	1%	↑	↑
			81%	+12	2%	+1	+11
向上ポイント数の合計			+38ポイント		+2ポイント		+36ポイント

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標2 未来へつなぐ人を育むまちづくり

【満足度】

「満足度（推移の合計）」は、基本目標2を構成する10施策のうち5施策で向上し、4施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は15ポイント増加し、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）は2ポイント減少しています。合計すると17ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援	・出会い・結婚・妊娠・出産の切れ目ない支援 ・出産後の子育て支援 ・子育て家庭への経済的支援等の充実 ・地域での子育て家庭への支援	20%	↓	15%	↑	↓ -4
			19%	-1	18%	+3	
2	子どもの健やかな成長の支援	・親と子の健康づくりの推進 ・子どもの貧困対策の推進	20%	↓	15%	↓	↓ -1
			17%	-3	13%	-2	
3	仕事と子育ての両立の支援	・保育サービスの充実 ・保育環境の整備・充実 ・放課後児童健全育成の充実	20%	→	13%	↑	↓ -3
			20%	+0	16%	+3	
4	幼児教育の充実	・教育内容の充実 ・適切な教育環境のための施設運営	16%	→	16%	↓	↑ +2
			16%	+0	14%	-2	
5	学校教育の充実と家庭・地域で健やかな子どもを育む環境づくり	・自ら学ぶ力と確かな学力の育成 ・豊かな心を育む取組の推進 ・安全で安心な学校給食の提供と健やかな体の育成 ・質の高い教育のための環境づくり ・家庭や地域で健やかな子どもを育む取組の推進	15%	↑	11%	↑	→ +0
			18%	+3	14%	+3	
6	生涯学習の推進・芸術文化の振興（生涯学習の推進）	・生涯学習活動の推進 ・芸術文化の振興	23%	↓	11%	↓	↓ -3
			18%	-5	9%	-2	
7	生涯学習の推進・芸術文化の振興（芸術文化の振興）	・文化財の保存継承による郷土愛の醸成 ・読書活動の推進	13%	↑	9%	→	↑ +5
			18%	+5	9%	+0	
8	スポーツ・レクリエーションの振興	・スポーツ参画人口の拡大 ・スポーツを核とした交流人口の拡大	16%	↑	12%	↓	↑ +7
			19%	+3	8%	-4	
9	人権尊重社会の推進	・人権教育・啓発の推進 ・相談・支援の推進 ・市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づくり	8%	↑	8%	↓	↑ +8
			15%	+7	7%	-1	
10	男女共同参画社会の推進	・社会全体における男女共同参画の推進 ・家庭における男女共同参画の推進 ・地域における男女共同参画の推進 ・働く場における男女共同参画の推進 ・教育の場における男女共同参画の推進	8%	↑	8%	→	↑ +6
			14%	+6	8%	+0	
向上ポイント数の合計			+15ポイント		-2ポイント		+17ポイント

基本目標 2 未来へつなぐ人を育むまちづくり

【重要度】

「重要度（推移の合計）」は、基本目標 2 を構成する 10 施策のうち 4 施策で向上し、5 施策で低下しています。

令和元年度と令和 6 年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は 39 ポイント増加しましたが、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）も 4 ポイント増加しています。合計すると 35 ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	結婚・出産・子育てへの 連続性のあるきめ細かな 支援	・出会い・結婚・妊娠・出産の切れ目ない支援 ・出産後の子育て支援 ・子育て家庭への経済的支援等の充実 ・地域での子育て家庭への支援	75%	↓	2%	↓	↓ -1
			73%	-2	1%	-1	
2	子どもの健やかな成長の 支援	・親と子の健康づくりの推進 ・子どもの貧困対策の推進	75%	↓	2%	→	↓ -2
			73%	-2	2%	+0	
3	仕事と子育ての両立の支 援	・保育サービスの充実 ・保育環境の整備・充実 ・放課後児童健全育成の充実	72%	→	2%	→	→ +0
			72%	+0	2%	+0	
4	幼児教育の充実	・教育内容の充実 ・適切な教育環境のための施設運営	70%	↓	2%	↑	↓ -3
			68%	-2	3%	+1	
5	学校教育の充実と家庭・ 地域で健やかな子どもを 育む環境づくり	・自ら学ぶ力と確かな学力の育成 ・豊かな心を育む取組の推進 ・安全で安心な学校給食の提供と健やかな体の育成 ・質の高い教育のための環境づくり ・家庭や地域で健やかな子どもを育む取組の推進	56%	↑	4%	↓	↑ +18
			72%	+16	2%	-2	
6	生涯学習の推進・芸術文 化の振興（生涯学習の推 進）	・生涯学習活動の推進 ・芸術文化の振興	54%	↓	5%	↑	↓ -8
			49%	-5	8%	+3	
7	生涯学習の推進・芸術文 化の振興（芸術文化の振 興）	・文化財の保存継承による郷土愛の醸成 ・読書活動の推進	35%	↑	13%	↓	↑ +20
			50%	+15	8%	-5	
8	スポーツ・レクリエー ションの振興	・スポーツ参画人口の拡大 ・スポーツを核とした交流人口の拡大	41%	↑	9%	↑	↓ -4
			42%	+1	14%	+5	
9	人権尊重社会の推進	・人権教育・啓発の推進 ・相談・支援の推進 ・市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づく り	42%	↑	5%	↑	↑ +5
			49%	+7	7%	+2	
10	男女共同参画社会の推進	・社会全体における男女共同参画の推進 ・家庭における男女共同参画の推進 ・地域における男女共同参画の推進 ・働く場における男女共同参画の推進 ・教育の場における男女共同参画の推進	38%	↑	6%	↑	↑ +10
			49%	+11	7%	+1	
向上ポイント数の合計			+39ポイント		+4ポイント		+35ポイント

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標3 魅力と活力を生む産業のまちづくり

【満足度】

「満足度（推移の合計）」は、基本目標3を構成する8施策のうち3施策で向上し、4施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は11ポイント増加しましたが、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）も38ポイント増加しています。合計すると27ポイントの減少となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	多様な雇用の創出（工業の振興）	・企業誘致の推進 ・就業支援の充実 ・女性の活躍推進	11%	↑	15%	↑	↓
			12%	+1	19%	+4	-3
2	多様な雇用の創出（勤労者に対する支援）		6%	↑	22%	↓	↑
			12%	+6	19%	-3	+9
3	農業の活性化	・良好な生産基盤の確保と農地の有効活用 ・「稼ぐ」農業の確立 ・多様な担い手の育成 ・市民や他産業と協働する「かぞ農業」の実現	16%	↓	17%	↑	↓
			12%	-4	23%	+6	-10
4	商業の活性化（商業の振興）	・商店街や地域商店の魅力アップ ・起業家やチャレンジ企業への支援 ・商店街や地域商業のにぎわい創出	7%	↑	39%	→	↑
			8%	+1	39%	+0	+1
5	商業の活性化（産業の創出）		6%	↑	16%	↑	↓
			8%	+2	39%	+23	-21
6	地域経済の活性化（産業の創出）	・市内企業に対する支援 ・地場産業の振興 ・産業の連携	6%	↑	16%	↑	→
			10%	+4	20%	+4	+0
7	地域経済の活性化（工業の振興）		11%	↓	15%	↑	↓
			10%	-1	20%	+5	-6
8	観光によるまちおこし	・観光資源の魅力アップ ・観光サイクリングのブランド化 ・観光情報発信の充実 ・観光推進体制の強化	8%	↑	29%	↓	↑
			10%	+2	28%	-1	+3
向上ポイント数の合計			+11ポイント		+38ポイント		-27ポイント

基本目標 3 魅力と活力を生む産業のまちづくり

【重要度】

「重要度（推移の合計）」は、基本目標 3 を構成する 8 施策全てで向上しています。

令和元年度と令和 6 年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は 104 ポイント増加し、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）は増減がありません。合計すると 104 ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	多様な雇用の創出（工業の振興）	・ 企業誘致の推進 ・ 就業支援の充実 ・ 女性の活躍推進	50%	↑	3%	→	↑
			67%	+17	3%	+0	+17
2	多様な雇用の創出（勤労者に対する支援）		60%	↑	2%	↑	↑
			67%	+7	3%	+1	+6
3	農業の活性化	・ 良好な生産基盤の確保と農地の有効活用 ・ 「稼ぐ」農業の確立 ・ 多様な担い手の育成 ・ 市民や他産業と協働する「かぞ農業」の実現	60%	↑	2%	↑	↑
			68%	+8	3%	+1	+7
4	商業の活性化（商業の振興）	・ 商店街や地域商店の魅力アップ ・ 起業家やチャレンジ企業への支援 ・ 商店街や地域商業のにぎわい創出	60%	↑	4%	↓	↑
			68%	+8	3%	-1	+9
5	商業の活性化（産業の創出）		40%	↑	5%	↓	↑
			68%	+28	3%	-2	+30
6	地域経済の活性化（産業の創出）	・ 市内企業に対する支援 ・ 地場産業の振興 ・ 産業の連携	40%	↑	5%	↓	↑
			61%	+21	4%	-1	+22
7	地域経済の活性化（工業の振興）		50%	↑	3%	↑	↑
			61%	+11	4%	+1	+10
8	観光によるまちおこし	・ 観光資源の魅力アップ ・ 観光サイクリングのブランド化 ・ 観光情報発信の充実 ・ 観光推進体制の強化	49%	↑	8%	↑	↑
			53%	+4	9%	+1	+3
向上ポイント数の合計			+104ポイント		+0ポイント		+104ポイント

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標 4 豊かな自然と快適な環境まちづくり

【満足度】

「満足度（推移の合計）」は、基本目標 4 を構成する 8 施策のうち 7 施策で向上しています。

令和元年度と令和 6 年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は 36 ポイント増加しましたが、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）も 1 ポイント増加しています。合計すると 35 ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	環境学習・教育の推進	・環境学習・環境教育の充実 ・環境情報の共有	10%	↑	7%	↑	↑ +1
			14%	+4	10%	+3	
2	環境活動の促進	・環境活動団体の育成・支援 ・環境美化・地域衛生の推進 ・環境活動への参加・協働の推進	10%	↑	8%	↑	↑ +4
			16%	+6	10%	+2	
3	自然環境との共生	・自然環境の保全・再生・活用 ・水辺環境の保全・再生・活用 ・緑の保全・創造・活用	15%	↑	10%	↑	↑ +4
			20%	+5	11%	+1	
4	美しい景観の形成	・緑化の推進 ・美しい街並みの形成	18%	→	19%	→	→ +0
			18%	+0	19%	+0	
5	地球温暖化への対応	・省資源・省エネルギー対策の推進 ・再生可能エネルギーの推進 ・環境にやさしい自動車利用等の促進 ・自転車利用の促進 ・温室効果ガスの吸収源対策 ・気候変動への対応	8%	↑	16%	↑	↑ +4
			13%	+5	17%	+1	
6	循環型社会の構築	・ごみの資源化・減量化の推進 ・ごみの適正処理	29%	↑	16%	↓	↑ +7
			34%	+5	14%	-2	
7	きれいな水の再生	・公共下水道の整備と適正な維持管理 ・農業集落排水処理施設の適正な維持管理 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・河川の浄化対策	19%	↑	15%	↓	↑ +8
			24%	+5	12%	-3	
8	公害のない生活環境の確保	・公害の未然防止 ・監視測定の実施 ・生活環境の保全・指導	14%	↑	9%	↓	↑ +7
			20%	+6	8%	-1	
向上ポイント数の合計			+36ポイント		+1ポイント		+35ポイント

基本目標 4 豊かな自然と快適な環境まちづくり

【重要度】

「重要度（推移の合計）」は、基本目標 4 を構成する 8 施策全てで向上しています。

令和元年度と令和 6 年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は 74 ポイント増加し、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）は 6 ポイント減少しています。合計すると 80 ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	環境学習・教育の推進	・環境学習・環境教育の充実 ・環境情報の共有	39%	↑	5%	↓	↑
			52%	+13	4%	-1	+14
2	環境活動の促進	・環境活動団体の育成・支援 ・環境美化・地域衛生の推進 ・環境活動への参加・協働の推進	41%	↑	5%	→	↑
			54%	+13	5%	+0	+13
3	自然環境との共生	・自然環境の保全・再生・活用 ・水辺環境の保全・再生・活用 ・緑の保全・創造・活用	55%	↑	3%	→	↑
			64%	+9	3%	+0	+9
4	美しい景観の形成	・緑化の推進 ・美しい街並みの形成	56%	↑	5%	↓	↑
			62%	+6	4%	-1	+7
5	地球温暖化への対応	・省資源・省エネルギー対策の推進 ・再生可能エネルギーの推進 ・環境にやさしい自動車利用等の促進 ・自転車利用の促進 ・温室効果ガスの吸収源対策 ・気候変動への対応	53%	↑	5%	↓	↑
			68%	+15	3%	-2	+17
6	循環型社会の構築	・ごみの資源化・減量化の推進 ・ごみの適正処理	70%	↑	3%	↓	↑
			75%	+5	2%	-1	+6
7	きれいな水の再生	・公共下水道の整備と適正な維持管理 ・農業集落排水処理施設の適正な維持管理 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・河川の浄化対策	70%	↑	1%	→	↑
			74%	+4	1%	+0	+4
8	公害のない生活環境の確保	・公害の未然防止 ・監視測定の実施 ・生活環境の保全・指導	59%	↑	3%	↓	↑
			68%	+9	2%	-1	+10
向上ポイント数の合計			+74ポイント		-6ポイント		+80ポイント

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標5 協働による持続可能なまちづくり

【満足度】

「満足度（推移の合計）」は、基本目標5を構成する10施策のうち6施策で向上し、4施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は15ポイント増加しましたが、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）も30ポイント増加しています。合計すると15ポイントの減少となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	シティプロモーションの 推進	・ 広報活動の充実 ・ 市の魅力発信の充実	12%	↑	12%	↑	↑
			18%	+6	16%	+4	+2
2	広聴の推進	・ 対話の推進 ・ 広聴活動の充実	12%	↓	12%	↓	↓
			9%	-3	11%	-1	-2
3	市民と行政との協働（市 民と行政の協働）	・ 市民と行政との協働の推進 ・ 行政情報の公開	10%	↑	11%	↑	↑
		・ 絆による「ふるさとづくり」と地域コミュニティ の活性化	13%	+3	13%	+2	+1
4	市民と行政との協働（自治 体間交流・国際交流）	・ 自治体間交流の推進 ・ 国際交流の推進	7%	↑	11%	↑	↑
			13%	+6	13%	+2	+4
5	地域の特性を活かした土 地利用と良好な住環境の 形成	・ 地域の特性を活かした土地利用の推進 ・ 良好な住環境の形成 ・ UIJ ターン居住による定住の促進	10%	↓	22%	↓	↑
			9%	-1	20%	-2	+1
6	交通ネットワークの構 築・道路環境の向上	・ 県道の整備促進 ・ 利根川新橋の整備促進 ・ 南北幹線道路の整備促進 ・ 幹線市道・生活道路の整備 ・ 橋りょうの整備推進 ・ 道路環境の維持・向上	15%	↑	30%	↓	↑
			16%	+1	28%	-2	+3
7	公園の維持・充実	・ 公園機能の充実 ・ 公園施設の適切な維持管理 ・ 様々な担い手による公園の維持管理	18%	↓	19%	↑	↓
			16%	-2	30%	+11	-13
8	地域公共交通の充実	・ コミュニティバスの充実 ・ 民間路線バス・タクシーの維持 ・ 鉄道の輸送力増強と利便性の向上	15%	↓	30%	↑	↓
			14%	-1	41%	+11	-12
9	行政手続の利便性と窓口 サービスの向上	・ 行政手続オンライン化の推進 ・ 窓口サービスの向上 ・ 個人情報の保護	17%	↑	14%	↑	↓
			20%	+3	18%	+4	-1
10	効果的で効率的な自治体 経営	・ 計画的な行財政運営 ・ 効果的な行政運営 ・ 職員の能力開発と時代に合った組織管理 ・ 公共施設等の適正な配置 ・ 広域行政の推進	9%	↑	14%	↑	↑
			12%	+3	15%	+1	+2
向上ポイント数の合計			+15ポイント		+30ポイント		-15ポイント

基本目標 5 協働による持続可能なまちづくり

【重要度】

「重要度（推移の合計）」は、基本目標 5 を構成する 10 施策のうち 9 施策で向上し、1 施策で低下しています。

令和元年度と令和 6 年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は 84 ポイント増加し、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）は 8 ポイント減少しています。合計すると 92 ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	シティプロモーションの 推進	・ 広報活動の充実 ・ 市の魅力発信の充実	35%	↑	8%	↓	↑
			49%	+14	7%	-1	+15
2	広聴の推進	・ 対話の推進 ・ 広聴活動の充実	35%	↑	8%	↓	↑
			39%	+4	7%	-1	+5
3	市民と行政との協働（市 民と行政の協働）	・ 市民と行政との協働の推進 ・ 行政情報の公開 ・ 絆による「ふるさとづくり」と地域コミュニティ の活性化	41%	↑	5%	↑	↑
			48%	+7	6%	+1	+6
4	市民と行政との協働（自治 体間交流・国際交流）	・ 自治体間交流の推進 ・ 国際交流の推進	31%	↑	11%	↓	↑
			48%	+17	6%	-5	+22
5	地域の特性を活かした土 地利用と良好な住環境の 形成	・ 地域の特性を活かした土地利用の推進 ・ 良好な住環境の形成 ・ UII ターン居住による定住の促進	53%	↑	3%	↑	↓
			54%	+1	5%	+2	-1
6	交通ネットワークの構 築・道路環境の向上	・ 県道の整備促進 ・ 利根川新橋の整備促進 ・ 南北幹線道路の整備促進 ・ 幹線市道・生活道路の整備 ・ 橋りょうの整備推進 ・ 道路環境の維持・向上	68%	↑	2%	↓	↑
			72%	+4	1%	-1	+5
7	公園の維持・充実	・ 公園機能の充実 ・ 公園施設の適切な維持管理 ・ 様々な担い手による公園の維持管理	56%	↑	5%	→	↑
			63%	+7	5%	+0	+7
8	地域公共交通の充実	・ コミュニティバスの充実 ・ 民間路線バス・タクシーの維持 ・ 鉄道の輸送力増強と利便性の向上	68%	↑	2%	→	↑
			77%	+9	2%	+0	+9
9	行政手続の利便性と窓口 サービスの向上	・ 行政手続オンライン化の推進 ・ 窓口サービスの向上 ・ 個人情報の保護	54%	↑	4%	↓	↑
			68%	+14	2%	-2	+16
10	効果的で効率的な自治体 経営	・ 計画的な行財政運営 ・ 効果的な行政運営 ・ 職員の能力開発と時代に合った組織管理 ・ 公共施設等の適正な配置 ・ 広域行政の推進	50%	↑	4%	↓	↑
			57%	+7	3%	-1	+8
向上ポイント数の合計			+84ポイント		-8ポイント		+92ポイント

(4) まちづくりの課題

前述の本市を取り巻く社会情勢や市民満足度の状況等を踏まえ、これまでの取組の評価を通じて把握した今後のまちづくりの課題を整理すると、大きく次の5つに分けられます。

- ①安全で安心な暮らしの確保
- ②未来の人づくりにつながる子育て支援や教育環境の充実
- ③産業の活性化と地域経済の好循環化
- ④自然環境の保全と地球環境問題への対応
- ⑤協働による一体感の醸成と持続可能なまちづくりの推進

①安全で安心な暮らしの確保

ア 水害対策においては、水害時における円滑な広域避難が重要な課題であり、洪水など防ぎきれない災害を想定し、市民が早期かつ円滑に避難できるよう、情報提供や避難訓練の充実を図るとともに、防災意識の向上と発令体制の迅速化が必要です。

また、埼玉県が事業主体となる一級河川中川および青毛堀川の整備・改修事業の促進が求められており、本市としては沿川自治体と連携し継続的な要望活動を行っていく必要があります。

さらに、線状降水帯の頻発や記録的短時間大雨による内水氾濫への備えとして排水施設の整備・管理や広域的な対策を進めるとともに、高齢者や障がい者など災害弱者への支援体制及び復旧支援を強化する必要があります。

イ 震災等の対策については、発生を予測することが困難であることから、引き続き住宅や公共施設の耐震化を進めるとともに、防災行政無線の整備や災害備蓄品の充実が必要となります。

また、地域や各家庭における平時からの備えも重要な課題であり、市民の防災意識の向上を図るための周知・啓発の強化に加え、地域の人的資源を活用しながら、防災の要となる自主防災組織の設立や、自主防災訓練・研修の実施に対する支援に重点を置いて取り組む必要があります。

ウ 近年、少子高齢化・核家族化、地域における人のつながりの希薄化が進み、防犯力の低下が懸念されています。市民の安全な暮らしを守るため、自主防犯組織の支援やこどもの見守り体制の整備を進め、警察と連携して特殊詐欺やインターネットを通じた犯罪の防止、迅速な情報提供が求められています。また、犯罪が発生しにくい環境を整備するため、防犯環境の整備や空家対策の充実が求められています。

併せて、SNS やインターネットを介した犯罪の防止にも努め、引き続き防犯意識の向上を図ることが求められます。

エ 依然として歩行者・自転車の死亡事故や高齢者の関与する事故が増加していることから、市民一人ひとりの交通安全意識の向上や交通環境整備、救急活動の充実、交通事故被害者への支援体制の強化が必要です。

また、自転車事故による高額賠償事例を踏まえ、自転車保険加入の周知・促進を図るとともに、交通安全関係団体との連携による取組を推進することが求められます。

オ 火災や災害の大規模化・複雑化が進む中、市民の安全で安心な生活を守るためには更なる消防力の強化が必要です。市民と一体となった消防力の強化のため関係機関の活動体制の充実及び市民の防火防災意識を高めていくことが求められます。

特に、地域防災の中核である非常備消防の加須市消防団においては、団員確保の難しさや訓練の充実、資機材の整備などが課題であり、更なる支援が求められます。

カ 将来にわたり安全な水道水の安定供給の実現に向け、人口減少に伴う収益減少、施設の老朽化と更新需要の高まりとともに、更新費の増大や自然災害への対応など、多くの課題を抱えており、将来の水需要減少に対応にした統廃合やダウンサイジングなどを考慮した施設の計画的な更新・耐震化と、効率的な事業運営や財源確保による経営基盤の強化が必要です。

キ 健康寿命を更に延伸するため、本市において発症比率の高いがんや高血圧、糖尿病などの生活習慣病の対策を図る必要があります。これら生活習慣病の発症や重症化を予防するために、食生活、運動、飲酒、喫煙、歯や口腔、休養などの生活習慣の改善やスポーツに取り組むことのできる機会を充実させ、市民の健康意識向上と行動変容を促す取り組みが必要となります。

さらに、生活習慣病やがんを早期に発見するため、国保健診（特定健診）、特定保健指導及びがん検診の受診率を向上させる必要があります。

また、社会経済状況が大きく変化している中で、身体健康だけでなく、こころの健康にも目を向ける必要があり、精神的な不調や悩みに対応できる相談体制の充実が求められています。

ク 「加須市スポーツ元気都市」を宣言し、スポーツの「楽しさ」「喜び」を通じた活力と魅力あるまちづくりを目指します。健康や体力の維持・増進のため、ライフステージに応じてスポーツに取り組むことのできる機会の充実が必要です。

女子野球をはじめとするトップスポーツチームとの交流機会の創出や、全国規模の大会の誘致・開催を推進し、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加意欲の向上を図ると同時に、市民に誇りと喜びを与えるようなアスリート支援を行います。

一方で、本市が所有するスポーツ施設の多くは老朽化による劣化等が見受けられることから、スポーツ施設の統廃合や快適に利用できる機能整備等が必要となります。

ケ 新型インフルエンザ等の感染症対策として、市民の生命と健康を守り、市民生活及び市民経済を安定させるため、関係機関等と連携し、対策を「準備期」「初動期」「対応期」の３段階に区分し、それぞれの段階に応じて迅速かつ適切に取り組む必要があります。

コ これまでの取組により地域医療は前進しましたが、今後は埼玉県済生会加須病院と市内医療機関との連携を強化し、医師等の医療従事者の確保や救急医療体制の充実、医療 DX やパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の周知を進める必要があります。

また、安心して医療を受けられるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全な財政運営に取り組むことが求められます。

サ 高齢化の進展に伴い増加が見込まれる医療・介護・福祉のニーズに適切に対応できるよう、医療・介護・福祉分野における人材の確保や連携を推進する必要があります。

また、複雑化・多様化する高齢者支援ニーズに適切に対応するための相談支援体制の強化や地域包括ケアシステムの確立を目指し、地域全体で高齢者を支援する体制を確立する必要があります。

また、認知症の発症や進行を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の予防の取組と地域において認知症の人とその家族などを支える共生の取組を推進する必要があります。

さらに、医療や介護などに関するデータを有効に活用し、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進することが必要です。

シ 地域共生社会の実現に向けては、障がい者が住み慣れた地域で社会参加し、自立した生活を送ることができるよう、障害に対する理解を促進する取組を進める必要があります。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者を地域で支える体制の整備も求められます。さらに、医療的ケア児を含む障がい児の発達支援や、家族が安心して暮らせる社会の実現に向け、誰もが生活しやすい地域環境の形成を目指しサービスの充実や体制整備などを地域全体で取り組むことが必要です。

ス 少子高齢化、災害や生活困窮など多様な課題に対応するため、市民と行政が協働し、誰もが役割を持って支え合う地域共生社会の実現が必要です。そのために、担い手不足の解消や多様な主体の参画を進めるとともに、ユニバーサルデザインやノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが安心して暮らせる生活環境を整備することが求められます。

セ 生活困窮者に対する就労支援に当たっては、引き続きハローワークと連携し、就労自立促進事業の十分な活用に加え、就労に向けた課題がある方に対しても支援をする必要があります。生活困窮者が抱える課題は複雑多岐にわたり、これまで以上に困窮の程度に応じた的確に対応するため、総合的な対策をとることが求められます。

また、消費生活の安全安心を確保するため、消費者団体や関係機関と連携しながら、消費生活相談の充実や高齢者等の見守り活動、消費生活情報の提供や啓発活動等により、消費者被害の未然防止やトラブル解決に努めることが求められます。

②未来の人づくりにつながる子育て支援や教育環境の充実

ア 経済的な事情や異性との出会いの機会の少なさ、不妊や不育症に関する悩みを解消し、今後も若い世代の人が結婚や出産に希望を持てるように支援を推進する必要があります。

また、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、産前・産後において不安なく子どもを産み育てられるよう、相談窓口の一層の充実やタイムリーな情報提供を行う必要があります。

さらに、子育て家庭への経済的支援の拡充や、地域での子育てしやすい環境整備が求められています。

イ 「こども基本法」の成立、「こども大綱」における支援対象の明確化により、こども・若者などの意見を施策に反映しつつ、必要な支援が途切れないよう継続的に支援することが求められています。こども・若者の貧困は、将来に与える影響が大きい上に、児童虐待、ひきこもりなどへとつながり得ることから、こども・若者の貧困対策を総合的に推進し、成長を支えていくことが必要です。

ウ 多様な働き方に対応し、子育てと仕事を安心して両立できる環境づくりが求められています。また、一人ひとりの保育ニーズに応じるために、質の高い多様な保育を推進することが必要です。市立保育所については、今後もセーフティネットとしての役割を果たすべく、安全性と保育の質の確保とともに、市全体として適正に配置していくことが必要となります。

エ 園児数が適正規模に満たない市立幼稚園は、教育の質の確保と効率的な運営を図る観点から、段階的な再編、統合、認定こども園化の検討を行い、柔軟な運営と利便性の向上を実現することが求められます。

さらに、特別な配慮を必要とするこどもの割合が増加傾向にあることから、個別支援への対応力がより一層必要とされています。

オ 他者との人間関係を苦手とするこどもたちが少なくないことから、他人の気持ちを思いやり、共感できる人間関係を築くための指導体制の充実が必要です。また、近年、外国籍の児童生徒数は増加傾向にあり、学校での生活、日本の生活習慣や文化に適応できるよう支援が求められています。さらに、特別な配慮を要する児童生徒への支援充実として、インクルーシブ教育の推進も求められています。

今後児童生徒が、急激にデジタル化が進む社会の中で主体的に生きる力を身に着けるためには、学ぶ意欲の醸成と確かな学力の向上が重要となります。そのために、個性と創造力を伸ばす教育や ICT の効果的な活用を一層推進する教育環境の整備が必要となります。

また、学校施設の老朽化の進行や少子化による学校の小規模化等の背景から、計画的な学校施設の改修、学校再編や通学区域の見直しを検討し、持続可能な学校づくりが必要となります。

カ 市民の学び直しをはじめとする学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供し、市民が持つ豊かな知識や経験を活かして地域で活躍する場の充実を図ることが求められています。

さらには、豊かな感性と創造力に富んだ芸術文化の振興を図り、郷土の文化財や伝統芸能を理解し、郷土愛を醸成し、次世代に継承することが必要です。

文化・学習センター4 館及び加須未来館は、教育施設として機能を充実させ魅力をアップすることが必要となっています。

また、近年の携帯情報端末やインターネットの普及による「読書離れ」が指摘される中、図書館では、資料の充実に努めるとともに、Wi-Fi 環境の整備や図書資料のデジタル化を進めていく必要があります。さらには、将来を見据えた特色ある図書館となるよう見直すことが必要です。

キ わが国の憲法や世界人権宣言において人権保障の重要性が認められ、さらに、各法令や県条例が近年施行されましたが、こどもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害などの問題は、複雑・多様化しています。同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決し、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するため、人権教育に取り組む指導者の育成を含め、市民やNPO、企業、各種団体等の参加・協働による地域に密着した人権教育・啓発の推進が求められています。

また、市民が気軽に安心して相談できるよう、相談員の資質の向上、相談体制の充実、相談機関の周知などが求められています。

ク 日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性に対する支援が法的にも定められる中、社会の様々な場における男性と女性の意識と役割の実態の格差が生じており、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保、様々な利益の享受、そしてともに責任を担う社会にすることが必要です。男女が互いの立場を尊重・理解するとともに、多様性も認め合うジェンダー平等の理念の下、市民相互の一体感のある地域社会を確立するため、絆づくりを基本姿勢として、今後更に積極的な男女共同参画社会の推進を図っていくことが求められます。

③産業の活性化と地域経済の好循環化

ア 道路交通網を活かした新たな産業立地基盤を整備し、企業誘致を図る必要があります。しかしながら、市内には農業振興地域内の農用地区域が多く、関連法令等の規制や課題があり、新たな用地の確保には相当の調整が必要です。また、女性や高齢者、障がい者など、社会構造の変化に伴う多様な就労ニーズを踏まえた就業支援の充実が求められています。

イ 将来的な農業の経営安定化や効率化を目指すために、地域の実情に即したほ場整備や農地利用集積等の生産基盤の強化とともに、水稻のほか高収益農作物への転換やブランド化による収益性及び品質向上、気候変動対策、農業生産性の向上に資する技術導入が必要となります。また、農業従事者の高齢化、後継者不足、稲作農業を中心とした担い手不足、耕作放棄地の発生、米の需給問題への対応とともに、多くの市民が農業に触れる機会を創出し、地産地消をはじめ農産物の供給など、農業の重要性の理解促進や農業の活性化への様々な取組が求められています。

ウ 駅と一体であった商業施設の撤退や空き店舗の増加など商業環境の変化に対して、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組とともに、空き店舗の活用、意欲ある商業者や新たに起業する者等を支援する取組が必要となります。また、加須駅周辺の新たなまちづくりによるにぎわい創出が求められています。

エ かつて盛んに行われてきた地場産業が、現在は多様な業種へと変化し、市内の経済と雇用を支えています。空き店舗や事業所の移転、廃業が進んでいる中で、中小企業の経営安定化と基盤強化に向け、新たな創業や経営革新、企業連携などへの支援が求められています。

オ 本市の自然や祭り・文化、農業、スポーツ、サイクリングなどの観光資源を活かした観光振興を推進するとともに、新たな観光コンテンツの開発に取り組みながら誘客を促進していく必要があります。さらに、関係機関や周辺自治体等と連携し、広域的な視点からの観光振興も必要となります。

④自然環境の保全と地球環境問題への対応

ア 市民一人ひとりが環境問題や取組に対する理解を深めるための機会や場づくりを進めながら、参加・体験を基本とする環境学習・環境教育を推進していくとともに、環境意識の向上を図ることが必要です。

イ 地域の環境美化や地域衛生の向上のために団体・リーダーの育成や組織の充実を図るとともに市域の誇りである自然環境を保全するため、水辺や緑の環境の保全・再生・活用に取り組むとともに、市内の関係団体の活動が継続できる支援を行い、次の世代へ活動をつなげていくことが必要です。

ウ 浮野の里や、風の里、オニバス自生地、お花が池などの水辺環境の保全や、代表的な景観である武蔵野の面影を残す屋敷林等の保全、そして環境にやさしい環境保全型農業の促進に努めるとともに、生態系に影響を与え、農作物などに被害を与えるおそれのあるアライグマなどの特定外来生物や、鳥獣害の駆除・予防に努めることが必要です。

エ 市内に広がる広大な田園風景や用排水、市の木「サクラ」、加須未来館周辺で栽培されている市の花「コスモス」など地域の日常に溶け込んだ景観の保全・活用に努めるとともに、地元との協働による継続した景観形成が必要です。特にサクラのクビアカツヤカミキリによる被害の拡大の防止が必要です。

オ 「加須市ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量の削減の推進や再生可能エネルギーの最大限活用を促進していくとともに、地球温暖化に伴う気候変動の被害の防止・軽減を図ることが必要です。

カ 全国トップレベルのリサイクル率を維持しながら、ごみの資源化・減量化とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に努めるとともに、新たな製品等の出現に応じた適切な分別の周知や、従来の仕組みの補完、ごみ処理施設の計画的な再編が必要です。

キ 生活排水の適正処理を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽による総合的な生活排水対策を推進していくことが必要です。

ク 公害の監視測定を継続するとともに、発生源対策、公害苦情の迅速・適切な処理などの公害の未然防止を図るとともに、生活環境の保全に向けた空地の適正管理や不法投棄パトロールの実施、動物愛護と適正飼養に係る啓発や飼い主等への指導が必要です。

⑤協働による一体感の醸成と持続可能なまちづくりの推進

ア 広報紙や SNS（LINE、X、Facebook 等）の特徴を活かし、タイムリーな情報発信や市の魅力を発信する画像・動画によりフォロワー数が増加しています。今後もデジタル社会の変化に対応した、迅速かつ効果的なシティプロモーションの展開が必要となります。

また、市民・来訪者など多様な対象に向けて的確な情報提供を行うとともに、郷土への誇りや愛着を育み、交流人口や定住人口の増加を目指すシティプロモーションが求められています。

イ 各種会議、イベントなどを通じて市民と市長が直接対話する機会や市職員が窓口対応等による市民との対話において、市政に対する意見・要望などを伺い、相互理解と信頼の構築に努めています。

また、各種団体等からの要望も市民を代表する声として受け付け、さらに、手紙・メール・アンケートなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を展開し、市民の意見・要望などを幅広く伺っています。

協働による持続可能なまちづくりのため、市民と行政が情報や目標を共有し、市民の声を市政に反映し、市政への市民参画の促進する必要があります。

ウ 「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民と行政が役割分担し協働を推進しています。市民がまちづくりに参加しやすい環境をつくり市民活動の活性化を図るため、自治協力団体やボランティア活動を支援し、地域の誇りと愛着を育む地域社会づくりを目指す必要があります。

また、外国人の定住者が増えているため、暮らしやすい環境の整備が必要となっています。互いの文化や価値観などの違いを認め合う機会を提供するなど、多文化共生社会の構築が求められています。

さらに、情報公開制度の適正運用や選挙参加、他自治体との交流の促進も重要な取組となってきます。

エ 東北自動車道加須インターチェンジや国道 125 号などの国県道の整備が進んだことによる交通利便性を活かし、秩序ある産業目的の土地利用を推進することが必要となります。

加須駅周辺では、駅と一体となった商業施設跡地などへの対策のほか、埼玉県済生会加須病院開院を契機に都市的な土地利用を図り、にぎわいを創出することが求められています。

また、市街化区域の占める割合が小さく、市街化調整区域では、都市計画法第 34 条第 11 号による民間住宅開発が多く行われていることから、適切な開発指導を行い、田園都市にふさわしい住環境の形成に努める必要があります。

オ 国・県道整備により利便性は向上しましたが、依然として渋滞や未整備区間が残るため、今後も県道の整備促進に加えて、県域を越える広域避難経路の確保や緊急輸送道路としての活用などが見込まれる「利根川新橋」の整備を促進するために、近隣自治体と連携し、国や県へ要望活動を継続することが求められています。

また、鉄道などによるまちの分断や踏切による慢性的な交通渋滞を解消するためには、市内を南北に結ぶ幹線道路の整備促進が必要となります。

さらに、国・県道とのネットワークを構築するための計画的な幹線市道の整備、公平性・効率性のため加須市生活道路整備事業評価システムに基づく生活道路の整備及び老朽化した橋りょうや舗装・側溝の修繕を計画的に実施することが必要です。

カ 公園を4形態に分類し、防災機能も含めた整備を推進してきました。一方で、今後の少子高齢化による公園利用状況を見据え、公園の廃止や統合、施設の再配置を検討し、公園形態の分類の見直しが必要となります。

また、市民からのニーズが高い加須駅南口への公園整備に応えることも求められています。

さらに、公園づくりにおいて、誰もが安心して利用できる公園施設の整備と、市民との協働による維持管理を進めていくことが必要となります。

キ 交通弱者支援のためコミュニティバス「かぞ絆号」の利便性向上と安定した持続的運行体制の見直しが求められています。加えて、自動運転バス等の導入を検討するなど、移動手段の充実と確保が必要です。

また、地域公共交通について、民間路線バスやタクシー事業者との連携でそれぞれの役割を担いながら、ともに地域交通を支えていくことが必要となります。そのため、利用者減や運転手の高齢化等の課題を抱えている市内公共交通事業者の存続を支援することも必要となります。

さらに、鉄道事業者や関係機関に対して輸送力増強等の要望も継続し、利便性の向上を求めていく必要があります。

ク 多様なニーズに的確かつ迅速に対応するため、デジタル技術を活用したサービス提供の基盤となるマイナンバーカードの普及や、市役所を訪れることなく行政手続きができるオンライン化など、利便性とサービスの充実を図る必要があります。

一方で、利便性の向上には情報セキュリティ対策が不可欠であり、安心して利用できる環境整備を進めていくことが必要です。

ケ 多くの公共施設で老朽化が進み、老朽化対策を進めながら人口規模に見合った施設となるように、公共施設の統廃合と適正な配置の実現が求められています。

また、少子高齢化の進展をはじめ、制度改正や新たな行政需要に対応するため、行政評価による事業見直しやDXの推進による事務改善など、新たな行政サービスや財源確保策が必要です。最適の人員で最大の効果が挙げられる組織や定員管理に加え、職員の能力開発を継続して行う必要があります。

さらに、多様化する市民ニーズや自然災害などの広域課題には、他自治体との連携強化で対応することが必要です。

⑥課題に対応するための横断的な取組

DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用し、地域課題の解決・改善を図る

少子高齢化による人口構造の変化に加え、市民のライフスタイルや価値観の多様化など本市を取り巻く環境が大きく変容していく中であって、持続可能な地域社会を形成していく上で、地域の課題への取組に対し、市民に最も身近な地方公共団体として求められる役割は大きく、本市においても、①から⑤までに前述したようなあらゆる分野の課題に対応するための共通の手段として、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進は不可欠です。

本市における DX（デジタル・トランスフォーメーション）の定義 ※加須市 DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画抜粋

DX は、デジタル化から社会の仕組みを、よりよい方向へと変革しようとする考え方を含む概念です。そして、その実現には、デジタル化による変化を浸透させつつ、段階を経ながらステップアップすることが必要です。

デジタル化は目的ではなく手段に過ぎず、また、単にデジタルを活用することではなく、同時に業務・サービス・仕事・組織などのあり方までをも変革するための手段であることを忘れてはなりません。

本市では、DX を「変わる」ではなく「変える」といった能動的な観点を強く意識し、「デジタル技術を活用し、市民サービスの向上や業務・働き方を改革することで、新たな価値を創出し、一人ひとりの人生を、より豊かにする」ことを定義付けることとします。

Ⅱ 基本構想

1 基本理念

市民との協働によるまちづくりの考え方を基本とし、様々な機会に寄せられてきた多くの市民からの意見等を踏まえるとともに、第1次加須市総合振興計画に基づくこれまでの取組の評価により整理した課題の解決に取り組み、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するための基本理念を設定します。

- ①安全で安心に誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり
- ②地域の資源と豊かな自然を活かし、元気と魅力があふれるまちづくり
- ③絆と協働の力で将来にわたって暮らしやすいまちづくり
- ④DXを推進し、新しい時代の流れを力にするまちづくり

①安全で安心に誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり

台風をはじめとする風水害や地震による犠牲者を出さず、市民の生命・財産を最優先に守るため、自助・共助・公助による防災意識が全市民に根付いた、誰もが安全で安心に暮らし、これからも住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

また、少子高齢化が進展している中、若い世代の出会い・結婚・出産・子育ての切れ目ない支援と、健康・医療・福祉・人づくり・生きがいづくりなどの全世代への行政サービスの充実を通じ、赤ちゃんからお年寄りまで、老若男女全ての市民がいきいきと暮らすまちづくりを目指します。

②地域の資源と豊かな自然を活かし、元気と魅力があふれるまちづくり

本市が今後も発展するためには、人もまちも元気で、誰にとっても魅力があふれる地域であることが必要です。

地域の人材・資源・産業を最大限に活かし、地域の外からも稼ぐ力を創出し、地域内経済が元気で、誰もが活躍するまちづくりを目指します。

また、本市の豊かで大切な自然環境の保全・継承・活用により、魅力があふれ、市民が愛着を持ち続けるまちづくりを目指します。

③絆と協働の力で将来にわたって暮らしやすいまちづくり

地域における市民の絆を育み、本市に関わりを持つ全ての関係者との一体感を醸成するとともに、社会環境の変化による市民のニーズが高度化・多様化する中、将来に向けて住みよい親しまれる加須市となるよう、市民一人ひとりがまちづくりに参画し、協働して地域の課題解決に取り組む市民が主役のまちづくりを目指します。

④DXを推進し、新しい時代の流れを力にするまちづくり

近年、飛躍的に進展し、今後も更なる発達が見込まれる情報技術を十分に活用できる環境・体制を整備するとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、あらゆる分野における地域課題の解決・改善につなげることができるまちづくりを目指します。

2 将来都市像

みんなでつくる 元気あふれる 安全・安心・未来のまち 加須

本市の将来都市像は、

『みんなでつくる 元気あふれる 安全・安心・未来のまち 加須』とします。

『みんなでつくる』とは…

まちづくりの主体であり、主役となるのは、市民の「みんな」であることを表現しています。

また、市民相互の信頼関係やコミュニティ意識を高めることにより、地域力の向上を図るとともに、“絆”を原動力とした市民と行政との協働により、明るく希望に満ちた加須市の未来を切り拓いていくことを表現しています。

基本理念③「絆と協働の力で将来にわたって暮らしやすいまちづくり」の主旨を盛り込んでいます。

『元気あふれる』とは…

市民一人ひとりが心身ともに健康で生きがいを持って活躍する「元気あふれる」まちを表現しています。

また、本市の恵まれた身近な緑は、潤いや安らぎのある都市景観の形成などの機能を有する貴重な資源であり、この恵まれた自然環境と良好な居住環境や市民生活を支える商業地などの都市機能をバランスよく結び合わせ、それぞれの長所を活かしながら、活気と落ち着きが共存していくことを表現しています。

基本理念①「安全で安心に誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり」と基本理念②「地域の資源と豊かな自然を活かし、元気と魅力があふれるまちづくり」の主旨を盛り込んでいます。

『安全・安心・未来のまち 加須』とは…

シニアも若者も、子育て世代も、障がいのある方もない方も、赤ちゃんからお年寄りまで、全ての市民の暮らしを守る「安全」、支えていく「安心」、そのためには、あらゆる分野、あらゆる課題に向き合う必要があります。そして、「安全」も「安心」も全ての取組は「未来」へとつながります。全方位戦略でまちづくりに臨んでいくことを表現しています。

基本理念全ての主旨を盛り込んでいます。

将来都市像の実現のために

改めるべきものは徹底して改める「改革」、

それぞれの地域の歴史や伝統、文化など次代につなぐべきものはつなぐ「継承」、

そして、家族や地域の絆づくりのための市民と市がともに汗をかく「協働」

を推進し、新しい加須市を創り上げていきます。

3 基本指標の見通し

(1) 人口の見通し

人口の見通しに当たっては、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠しながら、本市独自の推計をしました。

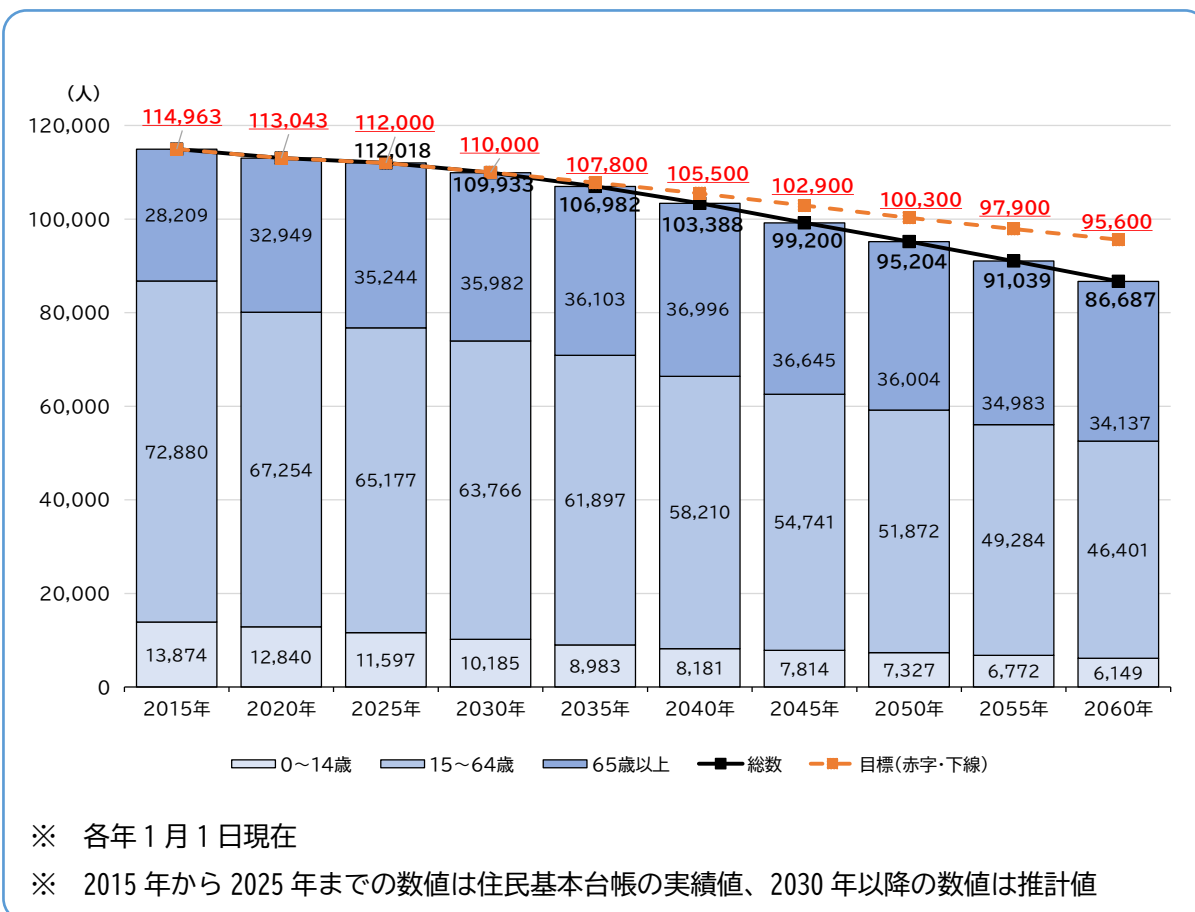
① 人口の推計

本市の人口（住民基本台帳）は、平成 27 年（2015 年）1 月 1 日では 114,963 人、令和 2 年（2020 年）1 月 1 日では 113,043 人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合、前期基本計画時の推計においては、目標年次である令和 12 年（2030 年）には **105,226 人** となるものと予想されていました。しかしながら、後期基本計画策定時において、直近 5 箇年の人口動態を踏まえ、新たに人口推計を実施したところ、社会増等を要因として令和 12 年（2030 年）には **109,933 人** となりました。

② 人口の目標

前期基本計画と同様に、引き続き本計画に位置付ける施策を実施することにより、自然減抑制や社会増維持といった人口減少対策を推進し、本計画での目標人口（令和 12 年（2030 年））を **110,000 人** と設定します。

■図9 人口の見通しと目標



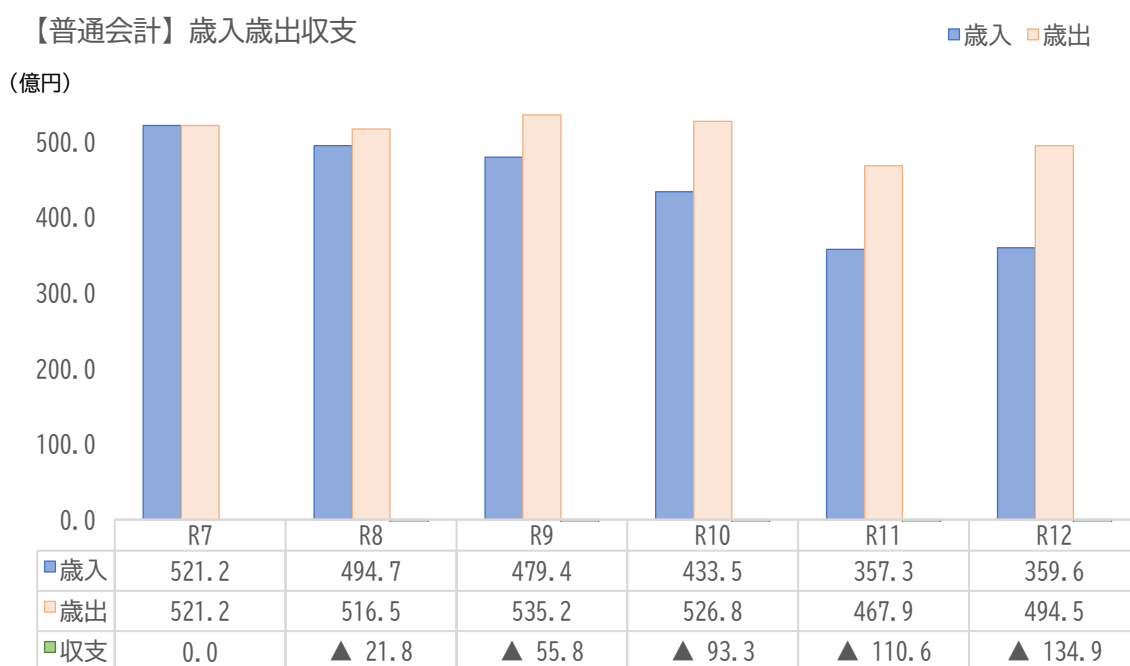
(2) 財政の見通し

本市の歳入においては、将来的には生産年齢人口の減少による安定的な税収の確保が課題であるが、当面は、賃上げによる所得の上昇などに伴う税収増が見込まれます。また、堅調な国税収入による地方交付税の増加なども見込まれています。

一方、歳出においては、賃上げ及び物価上昇に伴う人件費や物件費の増大に加え、子育て支援や高齢者施策に関する経費、公共施設の老朽化対策と合わせ、施設の統廃合をはじめとする公共施設の適正配置に関する経費の増大が見込まれるなど、歳入の増加を上回る多額の財政需要へ対応するための財源の確保が課題となります。

このような厳しい財政状況の中、財政運営の基本姿勢である、「収支の均衡」・「債務残高の圧縮」・「将来への備え」に基づき、今後の多種多様な財政需要に対応するため、本市の独自行政評価である「加須やぐまマネジメントサイクル」による効率的・効果的な予算編成を行うとともに、財源の確保や事業見直し等により、持続可能で安定的な財政運営を推進していくことが必要です。

■図10 財政の見通し



※上図は、歳入・歳出の項目ごとに、過去の実績などを勘案して、財政状況の見通し（普通会計）を推計したものです。なお、財源調整等に用いる財政調整基金等は、歳入（繰入金）・歳出（積立金）ともに推計に含めていません。

(3) 土地利用の方針

①土地利用の基本的な考え方

関東のどまんなかで埼玉県北東部に位置する中核的な都市として、秩序ある整備と発展を推進するため、「住居系」、「商業・サービス系」、「産業系」、「農業共生」の4つのゾーンを設定し、それぞれの方針に基づき、計画的な土地利用を図ります。

住居系ゾーンでは、既存の住宅地や集落、新たに整備された住宅地などの居住環境の保全・向上を、商業・サービス系ゾーンでは、市民の消費生活を支える商業・サービス機能の集積地の活性化を、産業系ゾーンでは、産業団地における操業環境の保全と本市の持つ交通の要衝という立地特性を活かした産業適地の確保と企業誘致の推進を、農業共生ゾーンでは、本市の経済の一翼を担うとともに市民の原風景ともなっている田園地帯の保全を図るなど、地域の特性を最大限に活用しながら、都市的土地利用を重視しつつ、計画的な土地利用を推進します。

②土地利用の方針

◆ 住居系ゾーン

既存の住宅地については地区計画や建築協定を活用しながら良好な住環境の保全に努め、住宅地整備を進めている地区については土地区画整理事業などの基盤整備を行います。

また、駅周辺の利便性の高い地域については、病院や社会福祉施設など、公共的な施設の立地を誘導するとともに、優良な住宅の整備によるまちなか居住を促進します。

良好な住環境を確保するため、緑地の保全・活用など景観の形成に努めます。

◆ 商業・サービス系ゾーン

駅周辺や既存の商店街、大型店など、多くの人が集まる場所や、幹線道路沿いにおいて、商業やサービス機能などの集積・充実を図ります。

加須駅周辺の既存中心市街地は、にぎわいのある商業地として活性化を図り、その他の駅周辺は、地域の拠点として商業機能やサービス機能の充実を図ります。

◆ 産業系ゾーン

東北自動車道加須インターチェンジを有し、同羽生インターチェンジ及び圏央道白岡菖蒲インターチェンジにも近接する立地特性を活かし、多様な産業に対応した柔軟な土地利用を図ります。

また、既存の産業団地について良好な操業環境の維持を図るとともに、更なる産業適地の確保と企業誘致を推進します。

◆ 農業共生ゾーン

農業の振興を図りながら、自然と共生する美しい田園風景を保全するとともに、田園風景と調和したゆとりある住居地の形成を図ります。

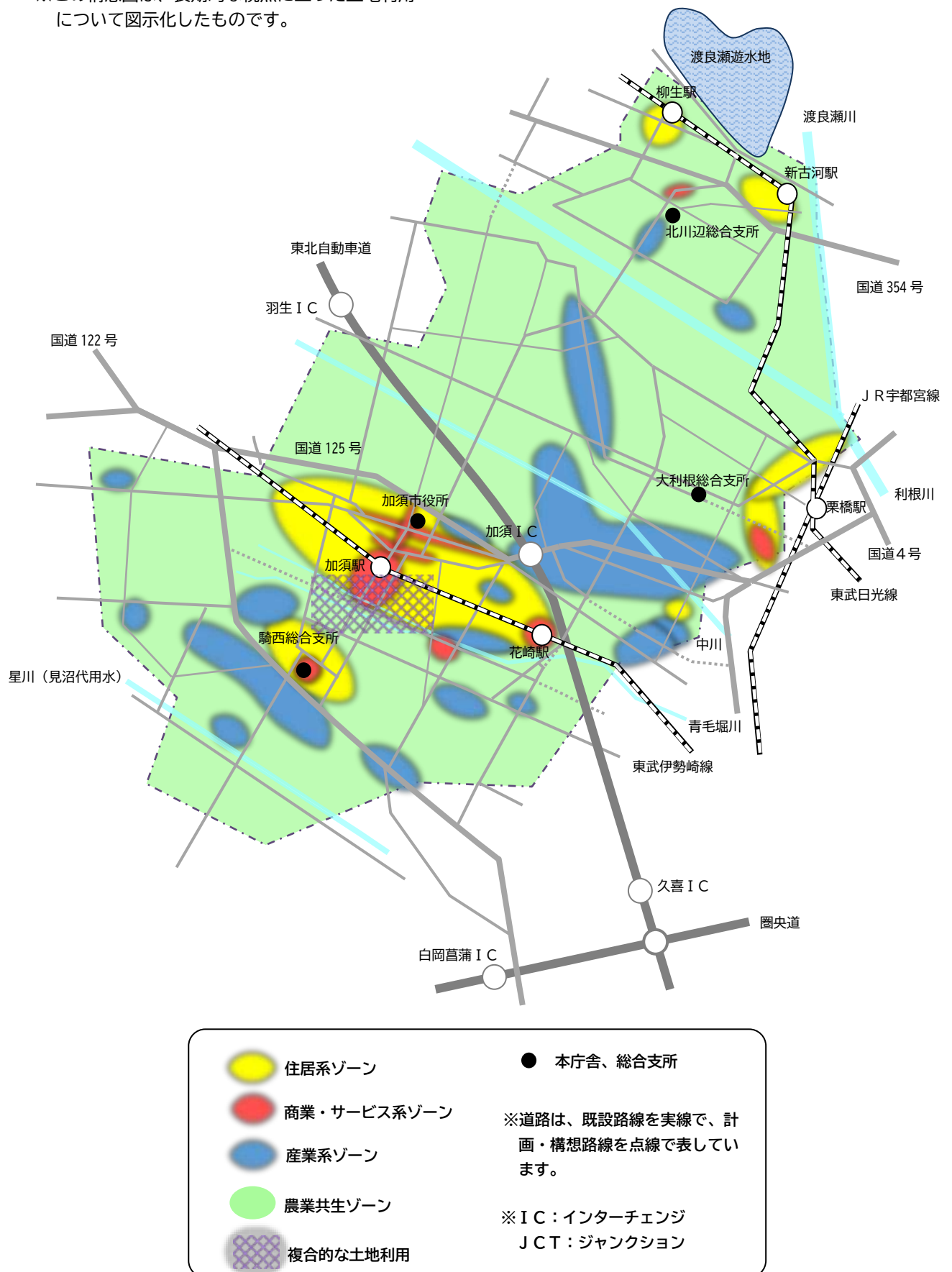
また、優良農地として保全に努める地域、そして、都市的土地利用への転換を検討する地域、それぞれの特性を踏まえながら、適正な土地利用を図ります。

◆ 複合的な土地利用

加須駅の南側では、民間活力の可能性が発揮されるように各ゾーンが持つ特性を組み合わせた複合的な土地利用に努めます。

③土地利用構想図

※この構想図は、長期的な視点に立った土地利用について図示化したものです。

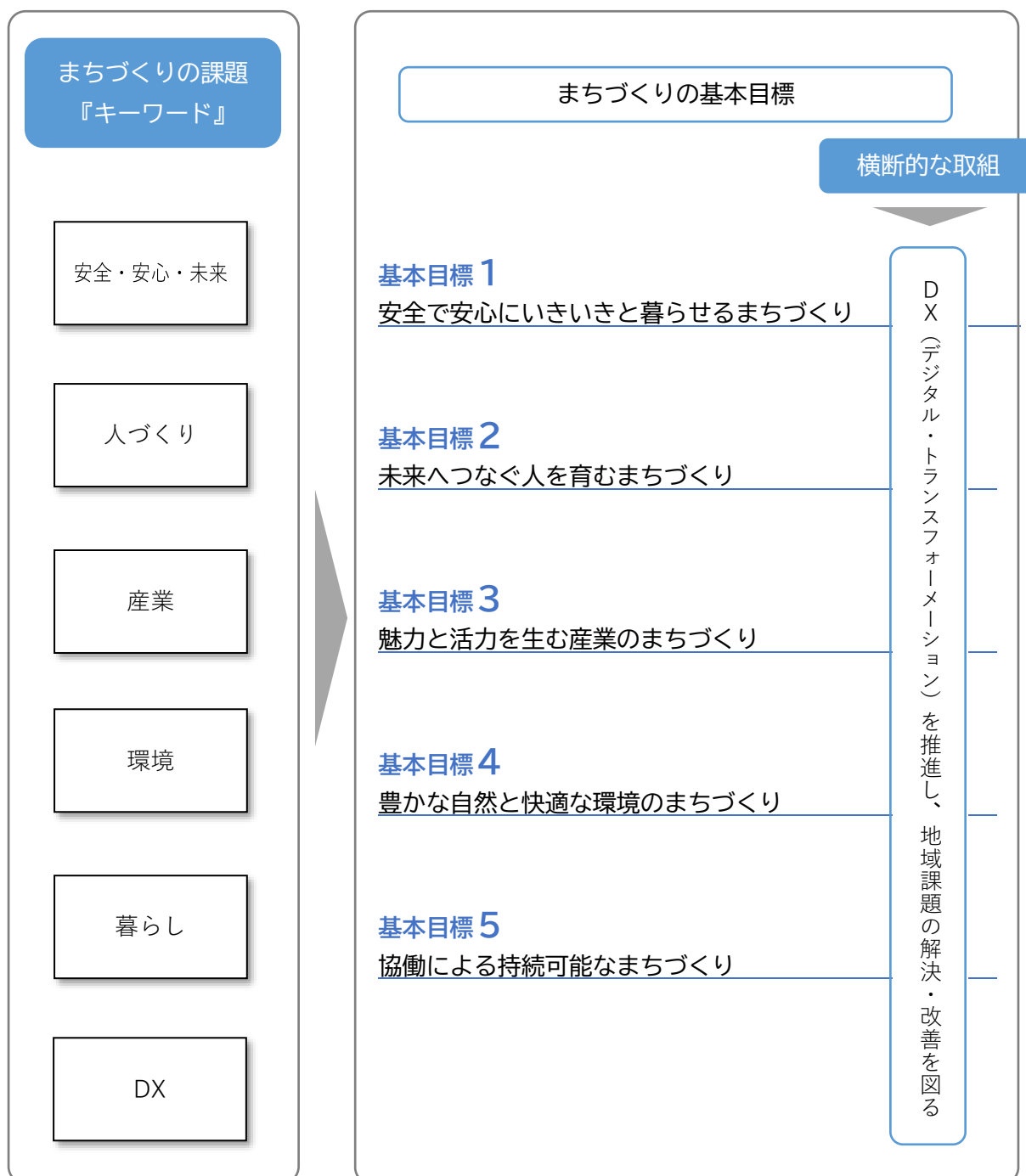


4 まちづくりの基本目標

本市の将来都市像『みんなでつくる 元気あふれる 安全・安心・未来のまち 加須』を実現するためには、今後のまちづくりの課題の解決・改善を図ることが必要です。

そのため、本市は、今後のまちづくりの課題に対応した次の5つの基本目標を設定し、地方創生やSDGsの理念を踏まえ、市民との協働により、その目標の達成に向けた取組を全力で推進します。

また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、あらゆる分野の地域課題の解決・改善を図ります。



基本目標 1 安全で安心にいきいきと暮らせるまちづくり

- 水害対策として、近年の気候変動を踏まえ、関係機関と連携して大規模河川の洪水被害対策を促進し、中小河川及び排水路等の流域を含めた溢水（いっすい）対策を進めるとともに、円滑な避難の支援に努め、災害時要援護者への支援体制の強化を図ります。
- 震災等対策として、過去の災害からの教訓も踏まえ、地域防災計画に基づき、予防、応急、復旧にわたる実効性のある災害対策に努めます。また、ハード面、ソフト面の双方から国や県、関係機関と連携して更なる充実・強化に取り組めます。
- 市民の安全な暮らしを守るため、自主防犯組織の支援やこどもの見守り体制の整備を進め、警察と連携して犯罪の防止や情報提供に取り組めます。さらに、防犯灯や防犯カメラの設置により犯罪の発生を抑止するとともに、空家や空地の発生防止・適正管理を推進します。
- 交通事故の防止に向け、子どもや高齢者などの交通弱者を重視し、世代に応じた交通安全教育・啓発を警察や関係団体と連携して地域一体で推進し、交通事故による被害者等への支援にも取り組めます。
- 様々な災害に迅速かつ適切に対応し被害を軽減するため、高度な消防設備・体制の確立と強化を図ります。また、関係機関の活動体制を充実させるとともに、市民の防火防災意識を高め、市民と一体となった消防力の強化を図ります。
- 水道は、市民生活に必要なライフラインであり、水道水の安全を確保し、災害に対応した老朽施設の更新・耐震化を図るとともに、将来の水需要にも対応するなど、将来にわたり健全かつ安定的な事業運営を確保します。
- 「埼玉一の健康寿命のまち」を実現するため、スポーツや生活習慣の改善を通じて病気の予防・重症化防止を推進します。また、生涯にわたりいきいきと健康に暮らせるまちを実現します。
- 豊かで健康な人生を送ることができるよう、日常生活においてスポーツに親しむ市民を増やすため、スポーツ・レクリエーションの機会の充実を図ります。また、スポーツ施設の統廃合や快適に利用できる機能整備等の検討を進めます。
- 新型インフルエンザ等の感染症対策として、関係機関等と連携し、対策を「準備期」「初動期」「対応期」の3段階に区分し、各段階に応じた体制づくりに努め、迅速かつ適切に取り組めます。

- 埼玉県済生会加須病院と既存の市内医療機関との役割分担を図り、地域完結型医療を推進し、医療 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の活用を促進するとともに、人材確保や救急医療体制の充実、各種保険や制度の安定的な運営に努めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの確立を目指します。併せて、介護人材の確保や介護給付の適正化を進め、介護保険制度の安定的な運営に取り組めます。
- 障害の有無にかかわらず互いを尊重し合う社会づくりと障害福祉サービスの充実や発達・教育支援、就労支援、社会参加支援を推進し、障がい者、医療ケア児を含めた障がい児や家族が安全に安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- 地域の福祉活動を支える組織の育成、きめ細やかなサービスの充実、関係機関の連携、ユニバーサルデザインの考え方を採用した地域環境の形成に取り組み、地域包括ケアシステムの構築により地域共生社会を推進します。
- 全ての市民が健康で文化的な生活ができるよう、経済的な支援の充実を図り、とりわけ生活困窮者については、一人ひとりの状態に応じた効果的な就労支援を推進します。また、消費生活の安全安心の確保に努めます。

基本目標 2 未来へつなぐ人を育むまちづくり

- 出会いの機会の提供、安心して子どもを産み育てられるようにするための相談支援や経済的支援など、出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでを切れ目なく支援し、地域で子ども・若者を育てていく環境づくりに努めます。
- 子ども・若者の意見を尊重し、親子の健康づくりや貧困対策、安全で安心して過ごせる居場所づくり、多様な学びや体験の機会の提供により、子ども・若者の健やかな成長を支えます。
- 子育てと仕事を安心して両立できるよう保育サービスを充実し、待機児童ゼロの維持に努めます。多様化・高度化するニーズに応じた施設・人材両面での受入体制の更なる強化により、全てのこどもに質の高い保育を提供します。
- 市立・私立幼稚園、認定こども園において、質の高い総合的な幼児教育を提供します。適正規模未満の市立施設については、教育水準の維持と運営の効率化の観点から、段階的に再編・統合・認定こども園化を検討します。
- 学校・家庭・地域が一体となった地域密着型教育によるこどもの健全育成や学力向上に取り組めます。ICTの効果的な活用やインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進します。また、こどもたちにとって魅力ある持続可能な学校づくりに向けた再編に取り組めます。
- 老若男女を問わず、一人ひとりの学び直しをはじめとする学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会の充実を図り、市民の豊かな知識や経験を活かして地域社会で活躍できる場を充実します。また、芸術文化を振興し、文化財の保存継承に努めて市民の郷土愛を醸成するとともに、読書に親しむ機会の充実を図るなど、市民の読書活動を推進します。
- 人権教育・啓発や相談・支援を充実させ、お互いの個性を認め合い、一人ひとりが能力を発揮できる、差別や偏見のない人権尊重の地域社会の実現を目指します。
- ジェンダー平等の理念の下、あらゆる分野において誰もが対等に参画し、かつ仕事と生活が調和する環境と共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標 3 魅力と活力を生む産業のまちづくり

- 雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、企業誘致を推進し、女性や高齢者、障がい者など様々なニーズに対応した就業支援と働きやすい環境づくりに努めます。
- 農業経営の安定化や効率化を図るため、農地の利用集積や生産基盤強化、収益性の向上や農産物等のブランド化の推進、担い手の確保・育成で地域農業の活性化を目指します。また、地産地消をはじめ農産物の供給など、農業の活性化及び重要性についての理解を醸成していきます。
- 商店街の活性化とにぎわいのある中心市街地づくりを推進し、既存商業施設や商店の経営継続に加え、新たな起業や経営面、販路拡大などにチャレンジ意欲のある事業者を支援し、さらに加須駅周辺の新たなまちづくりによるにぎわいの創出を図ります。
- 中小企業や地場産業の経営の安定化を図るため、制度融資の充実や創業・経営革新などへの支援を行うとともに、市内産品のブランド化や地域内通貨の活用、産業の連携などにより、地域経済の活性化を図ります。
- 自然・文化・農業などの観光資源を活かし、効果的な情報発信と広域連携により、新たな誘客と広域的な視点での観光振興を推進します。

基本目標 4 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

- 市民一人ひとりが環境に配慮した生活を進め、主体的な環境活動を進めるため、環境問題の理解促進等の環境学習・環境教育の推進を進めていきます。
- 市民や事業者との協働による環境活動を推進するとともに、自主的な清掃美化活動等の環境活動を促進します。
- 本市の恵まれた水辺や緑に存在する多種多様な生物多様性の保全・創造・活用を通じたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を進めます。
- 緑化や環境美化に務めるとともに、市民との協働により美しい景観を保全し、市内の魅力的な景観の保全・創造を推進します。
- ゼロカーボンシティの実現による脱炭素社会の構築に向け、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及促進に努めるとともに、気候変動の影響からの被害を防止・軽減するための取組を推進します。
- 「日本一のリサイクルのまち」の実現に向け、市民、事業者、行政との協働による5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）の推進とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進し、循環型社会の構築を図るとともに、ごみ処理施設の再編等の施設整備を行います。
- 生活排水の適正な処理や、公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化、合併処理浄化槽への転換促進に努めるとともに処理施設の再編に努め、きれいな水の再生に努めます。
- 公害苦情への迅速な対応や、工場や事業者への規制による公害の監視や防止により、公害のない生活環境の確保に取り組むとともに、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。

基本目標 5 協働による持続可能なまちづくり

- 市民参画を促す広報活動を強化し、様々な機会を捉えて情報発信を充実させます。広報紙・SNS・PR 動画など多様な媒体を活用して市の魅力を広く伝えることで、加須市のイメージアップや郷土愛の醸成、交流人口の増加や移住・定住を促進します。
- 市民と行政の対話を推進するとともに、各種団体等からの要望や手紙・メールなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を推進することにより、市民と情報や目標を共有し、市民の市政に対する意見などを市政に反映します。
- 自治協力団体をはじめとする市民団体の活動を支援・連携するとともに、市民と行政との情報共有を図る等、協働によるまちづくりを進めます。また、地域コミュニティを活性化し、地域への愛着を育むとともに、多文化共生を推進します。
- 地域の特性を活かし、秩序ある土地利用を計画的に推進します。加須駅周辺では、埼玉県済生会加須病院開院を契機とした新たなまちづくりを推進します。
- 渋滞解消や安全対策を図るため、国・県道の整備を埼玉県に要望し、「利根川新橋」や南北幹線道路の早期整備を推進します。また、幹線市道や生活道路の整備、老朽化した橋りょうの修繕を計画的に進め、市民との協働により、道路環境の維持向上を目指します。
- 公園の機能に応じた公園形態の分類を見直し、統廃合や施設再配置を進めて緑と憩いの場を提供します。また、加須駅周辺には世代を超えた交流空間の創出を推進します。さらに、安全安心な施設整備と維持管理を推進するとともに、市民や団体と協働し、地域に愛される身近な公園づくりを目指します。
- 高齢者など交通弱者の移動支援として「かぞ絆号」の持続と運行改善を進め、利便性向上と利用促進を図ります。民間路線バスやタクシーの維持にも努め、鉄道の輸送力強化や利便性向上を関係機関に要望し、地域公共交通の充実を目指します。
- 市民ニーズに応え、行政手続のオンライン化を推進し、窓口サービスの向上に努め、デジタルで喜びや笑顔あふれるスマートな市役所づくりを目指します。引き続き、情報セキュリティ対策を徹底し、行政手続の利便性と窓口サービスの向上を図ります。

-
- 公共施設の適正配置や職員育成、組織改革を通じて、安定した行財政基盤の確立と効率的な行政運営を推進します。デジタル技術を活用した自治体 DX の推進により業務を効率化し、効果的な行政サービスの提供を図ります。また、近隣自治体との連携を強化し、広域的な取組を推進します。

5 まちづくりの施策

■図11 施策の体系



(1) 安全で安心にいきいきと暮らせるまちづくり

① 災害に強いまちをつくる

ア 水害対策の強化

近年の異常気象から、台風の大規模化、記録的豪雨の頻発化による利根川・渡良瀬川・荒川の洪水被害に備えるため、国が進める利根川、渡良瀬川の堤防強化対策を促進しながら、広域避難に重点を置いた避難情報を市民に確実に伝達し、逃げ遅れゼロを目指すとともに、水防体制の充実・強化を図ります。

中川・青毛堀川など中小河川、農業排水路が溢水（いっすい）する内水氾濫（はんらん）による浸水被害を解消・軽減するため、埼玉県が進める河川改修や国営かんがい排水事業、土地改良区管理水路の整備を促進するとともに、排水路の整備・改修や排水機場などの適正な維持管理を行い、流域を含めた溢水（いっすい）対策を進めます。

水害時の避難者に対して、避難支援等関係者と連携し適切な避難誘導や避難場所の確保、開設、運営等に努めます。また、高齢者や障がい者など災害時要援護者への支援対策を図るとともに、被災者に対しても復旧支援などの対策を図ります。

イ 震災等対策の強化

震災等の災害対策に当たっては、市民の生命や身体、財産を守るため、過去の地震等の経験を踏まえ、本市の地域防災計画に基づき、予防・応急・復旧対策に取り組み、実効性のある災害対策に努めます。

また、耐震性に課題のある建築物については、計画的に耐震化を図ります。

さらに、防災行政無線等の通信環境は、新たな防災行政無線の整備を進め、併せて災害備蓄品の充実を図ります。

また、今後はこれまで以上に自助、共助の意識の啓発を図り、地域の人的資源を活用した組織づくりを推進するとともに、国、埼玉県をはじめ地域の消防団など防災関係機関や団体と連携するなど、更なる震災等対策の充実・強化を図ります。

② 安全なまちをつくる

ア 防犯体制の強化

市民が犯罪に巻き込まれることなく、日常生活の安全が確保されたまちづくりを実現するため、自主防犯組織の設立・支援やこどもの見守り体制の整備を推進するとともに、警察と連携して SNS・インターネットを経由した犯罪や特殊詐欺などの防止に努め、発生状況等の情報を迅速に提供します。

また、暗く危険な箇所への LED 防犯灯設置や公共空間への防犯カメラの設置により、犯罪が発生しにくい環境を整備するほか、地域で問題となる空家の発生防止や活用促進を図るとともに、空地についても適正管理を促進します。

イ 交通安全対策の充実

交通事故を防止し、交通弱者と言われるこどもや高齢者等に重点を置きながら、世代に応じた交通安全教育や啓発活動を、警察や交通安全関係団体などと連携し、地域一体となって推進します。

また、交通事故の実態や通学路などの危険箇所などを把握し、優先性を考慮した効果的な交通安全施設の整備を図るため、地域と連携して交通安全対策を推進します。

さらに、交通事故による被害者への支援を図るため、交通事故に関する相談窓口の情報提供や各種被害者救済制度の周知を図るなど、交通事故被害者等支援を促進します。

ウ 消防力の強化

様々な災害に迅速かつ的確に対応し、被害を軽減するため、常備消防の埼玉東部消防組合の構成市として、組合の高度な消防設備・体制の確立及び強化を図るとともに、非常備消防の加須市消防団をはじめとする関係機関の活動体制の充実及び市民の防火防災に対する意識の高揚に努め、市民と一体となった消防力の強化を図ります。

エ 安全な水道水の安定的な供給

将来の水需要に対する安定給水の確保と合わせ、持続可能な水道事業運営を図るため、老朽化施設の統廃合・更新、施設の一元管理等の合理的な給水体制の整備及び水質管理体制の充実等に努めるとともに、災害にも強い水道の確保を図るため、水道施設の耐震化を実施し、水道事業の効率化と健全経営に努め、安全な水道水の安定的な供給を推進します。

③ スポーツを通じて健康ではつらつと輝けるまちをつくる

ア 健康づくりの推進

「埼玉一の健康寿命のまち」を目指し、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

また、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病をはじめとした病気の発症予防と重症化予防、食生活の改善や運動の習慣、歯と口の健康づくりなどへの支援、さらには、こころの健康づくりの推進に向けた諸施策を拡充し、生涯にわたりいきいきと健康で暮らせるように取り組みます。

イ スポーツ・レクリエーションの振興

市民が幸せで豊かな生活を送るために、日常生活においてスポーツに親しむ人を増やし健康づくりを進めるとともに、スポーツの「楽しさ」、「喜び」を通して、健康で豊かな人生を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーションの機会や場の充実を図ります。

関係団体と連携を図り、トップスポーツチームや選手との交流、全国規模の大会の誘致・開催を推進し、スポーツへの興味や親しみ、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加意欲の向上を図るとともに、アスリートへの支援を推進します。

また、市内スポーツ施設について、将来的な需要分析、人口減少、財政状況を踏まえ、統廃合や快適に利用できる機能整備等を検討します。

④ いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

ア 感染症対策の迅速・適切な実施

新型インフルエンザ等の感染症対策として、市民の生命、健康を守るとともに、市民生活及び市民経済を安定させるため、国、埼玉県、医療機関等と連携しながら対策を推進します。対策に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、対策項目ごとに3期（準備期・初動期・対応期）に区分して対策を整理し、感染症危機に対応できる体制づくりに努め、迅速かつ適切に実施するものとします。

イ 地域医療体制の充実

地域医療体制の充実を図るため、埼玉県済生会加須病院と既存の市内医療機関との役割分担を図り、地域全体で市民に対し質の高い医療を提供する地域完結型医療を目指すとともに、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用を促進します。

また、医師をはじめとする医療従事者の確保や新たな医療機関の開設を促進するとともに、初期・二次・三次救急医療体制の確保・充実に向けた支援を進めます。

さらに、国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めます。

ウ 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者相談センター」をはじめとする相談支援体制の強化、高齢者の健康の増進や社会参加の促進、在宅医療と介護との連携の推進、日常生活を送る上で何らかの支援を必要としている認知症の高齢者やその家族などを地域全体で支える「地域ブロンズ会議」や「チームオレンジ」などの取組を推進し、地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、介護人材の確保や介護給付の適正化など、介護保険制度を支えるための取組を推進します。

エ 障がい者福祉の充実

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し合う機運を醸成するとともに、住み慣れた地域で自立し、充実した生活が送れるよう障害福祉サービスの充実を図り、医療的ケア児を含めた障がい児への発達支援や教育支援、働くことの喜びを感じる就労支援、積極的な社会参加支援などを推進します。また、生活環境の整備、保健・医療や障がい者福祉施設の充実、緊急時対応の促進を図ることにより、日常生活において障がい者が安心して安全に暮らせるよう努めます。

オ ともに支え合う地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安全安心でいきいきと健康で暮らし続けていくために、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民、地縁組織、志縁組織、事業者及び各種法人等、議会、市の役割と責務を踏まえながら、身近な地域の課題に対して、地域が一体となり主体的に地域福祉に取り組む「全ての市民を対象とした地域包括ケアシステム」を構築し、市民がともに支え合う地域共生社会を推進します。

地域の福祉活動を支える組織を育成するとともに、市民の共助の精神に基づくボランティア活動の促進など、きめ細やかなサービスの充実を図ります。

さらに、行政の各部門及び関係機関が連携し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた誰もが生活しやすい地域環境の形成に努めます。

カ 生活の安定・安心の促進

全ての市民が健康で文化的な生活ができるよう経済的な支援の充実を図り、生活の安定・安心を促進します。

国民年金制度については、老後に安定した生活を送るために制度の周知を図るとともに、制度の適正な運用を関係機関に要請します。

また、社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクが高い方が増加傾向にあり、最後のセーフティネットである生活保護制度は重要な役割を担っています。生活困窮者に対しては、こどもへの学習支援や住居確保などを推進し、各種相談に応じ自立のための支援を図ります。生活保護受給者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、就労支援をはじめとする自立に向けたきめ細かな支援を行います。

消費生活相談の充実、啓発活動の推進により、消費生活の安全安心の確保に努めます。

(2) 未来へつなぐ人を育むまちづくり

① こどもを産み育てやすいまちをつくる

ア 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援

結婚に対する希望をかなえるため、男女の出会いの場の提供や相談支援の取組を推進します。

また、不妊に悩み、妊娠を希望する人を支援するために、不妊治療費等を助成します。

さらに、産前・産後の不安や悩みを解消し、安心してこどもを産み育てることができるよう、子育て家庭への人的支援や子育て相談窓口の充実を図ります。

また、手当の支給や医療費の助成など経済的な支援を継続します。

さらに、子育て中の人が安心して子育てをすることができ、次代を担うこども・若者が健やかに育つよう、地域子育て支援機関への支援や地域社会の活動を促進し、地域でこども・若者を育てていく環境づくりに努めます。

イ こどもの健やかな成長の支援

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者が尊厳を重んぜられ、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

乳幼児健診や相談の機会を提供するとともに、予防接種や食育の実施などにより、親と子の健康づくりを推進します。

全てのこども・若者が夢や希望を持って成長し、活躍できるよう、教育を受ける機会の確保、生活の安定と自立のための就労支援や経済的支援などのこども・若者の貧困対策を総合的に推進するとともに、ヤングケアラーやひきこもり、不登校など配慮を必要とするこども・若者などを支援します。

こども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く糧となる多様な体験をすることができるよう支援します。

ウ 仕事と子育ての両立の支援

子育てと仕事を安心して両立できる社会の実現に向けて、多様化・高度化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、全てのこどもに質の高い保育を保障するため、保育環境の整備・充実や待機児童ゼロの維持に努めます。

また、市立保育所については、私立保育所の補完的な役割を担いながら、特別な配慮が必要なこどもへの対応やセーフティネット機能を果たす施設として、再整備・再編を進めていきます。

さらに、放課後児童健全育成事業へのニーズの高まりに対応するため、引き続き、施設・人材両面で受入体制を強化し、待機児童ゼロの維持に努めます。

エ 幼児教育の充実

市立・私立幼稚園、認定こども園で質の高い総合的な幼児教育を提供します。

市立幼稚園では、引き続き３年保育を実施し、小学校や地域と連携した幼児教育を展開します。

また、園児数の減少や教育ニーズの多様化を踏まえ、教育の質の確保と効率的な運営のため、段階的に再編、統合、認定こども園化を検討していきます。

② 確かな学力と豊かな心を育むまちをつくる

ア 学校教育の充実と家庭・地域で健やかなこどもを育む環境づくり

学校教育では、こどもたちが自ら学び考える力や豊かな人間性、健やかな体など、将来をたくましく生きる力を育みます。また、市独自の加配教員による個に応じた指導をはじめとする指導方法の工夫・改善に加え、インクルーシブ教育の推進等により、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える支援を充実させるとともに、ICT を効果的に活用し、一人ひとりの学力を伸ばす教育を推進します。

また、将来を見据えた持続可能で魅力ある学校づくりを進めるため、未来を担うこどもたちにとってよりよい教育環境の実現に向けた学校再編にも取り組みます。さらに、中学校区内の保・幼・小中一貫教育を進め、家庭や地域社会との連携を強化することで、こどもの健全育成と学力向上を支援します。地域密着型教育の一環として家族・地域の絆推進運動の「加須市あいさつ運動」を推進するとともに、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、青少年団体の活動を支援しながら、家庭教育の充実を推進します。

③ 自ら学び自分らしく生きるまちをつくる

ア 生涯学習の推進・芸術文化の振興

ライフスタイルや価値観の多様化を踏まえ、老若男女を問わず一人ひとりの学び直し（リカレント教育）をはじめとする学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会の充実を図ります。文化・学習センター、コミュニティセンター、図書館、加須未来館、郷土資料館など生涯学習関連施設が連携して生涯学習の機会を充実させるとともに、市民の豊かな知識や経験を活かして地域社会で活躍できる場を充実します。

また、芸術文化を振興するとともに、文化財の保存継承に取り組み、市民の郷土愛の醸成を図ります。

さらに、読書に親しむ機会の充実に努め、市民の読書活動を推進します。

④ 互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる

ア 人権尊重社会の推進

人権に関する教育や啓発をあらゆる機会に実施するとともに、相談・支援の充実を図り、全ての市民や人権団体をはじめとする各種団体等の地域社会の構成員が人との絆を大切に、お互いの個性を認め合い、それぞれの能力を発揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指します。

イ 男女共同参画社会の推進

ジェンダー平等の理念の下、男女（みんな）が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、先入観や社会通念、慣習などにとらわれず、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において対等に参画し、かつ仕事と生活の調和する環境の実現に努め、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

(3) 魅力と活力を生む産業のまちづくり

① 企業誘致の推進と雇用の創出で働きやすい環境のまちをつくる

ア 企業誘致の推進と多様な雇用の創出

地域経済を活性化させていくために、道路交通網の要衝である本市の地域特性を活かし、新たな産業用地を確保し、企業誘致を推進します。

また、勤労者が安心して働き、充実した生活が送れるよう、職業能力の開発を支援し、求職者が希望する職種に就けるよう、加須市ふるさとハローワークによる身近で便利な就職相談や職業紹介を行うとともに、加須市シルバー人材センター等の関係機関と連携し、女性や高齢者、障がい者などの様々なニーズに対応した就業を支援します。

② 産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる

ア 農業の活性化

農業経営の安定化・効率化を図るため、農地の利用集積や生産基盤の整備を促進するとともに、収益性の向上や農産物等のブランド化を推進し、農産物等の生産及び販売に係る支援の充実を図り、さらには持続的な農業につなげるため、地域農業を牽引する農業経営体を支援し、新たな担い手の確保・育成に努めます。

また、道の駅をはじめとした農産物直売所の活用や学校給食、公立保育所、市内飲食店等と連携した地産地消を積極的に推進し、他産業との連携による農産物等の消費及び販路の拡大を図るとともに、農産物の供給などの農業の重要性について市民への理解醸成を図ります。

イ 商業の活性化

商業環境の変化に対応した魅力ある地域商店や商店街づくり、にぎわいのある中心市街地づくりを推進するとともに、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組を推進します。

また、起業や新たな商品の開発などチャレンジ意欲のある事業者を支援します。

さらに、経営体質の強化や商工団体の育成強化など、支援体制の充実を図るとともに、地域の特色を活かした商業の振興、観光や農業等と連携した商業環境など、近隣的大型商業施設への消費の流出を防ぐため消費ニーズに応じた環境づくりを推進します。

ウ 地域経済の活性化

中小企業・地場産業の経営の安定化や経営基盤の強化に向け、関係機関との連携による制度融資の充実を図るとともに、創業や経営革新などを支援することにより、地域経済の活性化を図ります。

また、「かぞブランド」認定制度による支援を行うとともに、地域内消費を促すため、「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用の拡充を図ります。

さらに、企業間の連携を促進し、地域経済の活性化を図ります。

③ 地域の魅力で人が集まるまちをつくる

ア 観光によるまちおこし

本市固有の豊かな自然や祭り、文化、農業、スポーツ、サイクリングなどの観光資源の魅力アップを図るとともに、イベント・観光情報を国内外に発信・PR することにより、本市への誘客の促進を図ります。

また、観光振興の中核を担うべく新たに発足した一般社団法人加須市物産観光協会の持続的な発展を支援するとともに、周辺自治体の観光協会や商工会、鉄道事業者をはじめとする交通・観光関連事業者等との連携による観光推進体制を強化し、市域・県域を越えた広域的な魅力ある観光都市づくりを推進します。

(4) 豊かな自然と快適な環境のまちづくり

① 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる

ア 環境学習・教育の推進

学校、家庭、職場、地域などで環境問題についての理解を深め、環境を保全するための主体的な環境活動に結び付くよう、環境学習や環境教育を推進します。

また、地球環境問題をはじめとする様々な課題の解決には、人づくり・教育により理解を深めることが必要であることから、環境学習や環境教育を通して市民一人ひとりが環境に配慮した生活に結び付くよう、ライフスタイルの見直し等の意識の向上を図ります。

イ 環境活動の促進

環境活動団体の育成や支援を行うとともに、市民や事業者との協働による環境活動を推進します。

また、市民や事業者の自主的な清掃・美化活動などの環境活動を促進します。

② 豊かな自然と共生するまちをつくる

ア 自然環境との共生

本市は、利根川や渡良瀬川等の河川のほか、田畑や屋敷林、池沼など、豊かな水辺や緑などの自然環境に恵まれ、多種多様な生態系が存在しています。

これらの貴重な自然環境と生物多様性の保全・創造・活用を通して、ネイチャーポジティブ（自然再興）を実現し、自然環境と共生できるまちを目指します。

イ 美しい景観の形成

身近な緑や憩いの場を提供する緑化や環境美化に努めます。

また、本市の特徴である市内に広がる広大な田園風景をはじめ、市内の魅力的な景観を保全・創造するため、市民との協働による美しい景観の形成を推進します。

③ 地球にやさしいまちをつくる

ア 地球温暖化への対応

地球温暖化を防止するため、化石燃料や電力の使用量削減など省資源・省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーである太陽光発電やバイオマス発電による電力の創出、環境にやさしい移動手段への普及促進など、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制を推進し、ゼロカーボンシティの実現による脱炭素社会の構築を目指します。

また、並行して地球温暖化に伴う気候の変動に対応するため、気候変動の影響からの被害を防止・軽減するための取組を推進します。

④ 快適で暮らしやすいまちをつくる

ア 循環型社会の構築

市民や事業者と協働して、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指し、ごみの資源化・減量化を図るため、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rの推進とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進し、最終処分場の延命化を図りながら、関係機関との連携によるごみ等の不法投棄などの防止やごみ処理施設でのごみの適正処理に努め、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

また、老朽化の著しいごみ処理施設について、統廃合を含めた再編を計画的に推進し、安定的にごみ処理を行える施設整備を進めます。

イ きれいな水の再生

日常生活に伴い排出される生活排水を適正に処理することにより、きれいな水を取り戻し、快適な生活環境づくりに努めます。

公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化と、これらの施設整備地域以外の地域における合併処理浄化槽の適正管理の徹底に努めます。

また、公共下水道施設や農業集落排水処理施設への接続の推進、合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

併せて、公共下水道施設に農業集落排水処理施設を接続するなど、処理施設の再編を進めていきます。

ウ 公害のない生活環境の確保

公害苦情に迅速に対応し、助言・指導による早期解決を図り、安心して快適な生活環境づくりを推進します。

また、大気、水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施するとともに、法令に基づく工場や事業所の規制を実施し、公害の監視や防止に努めます。

さらに、動物愛護とペットの適正飼養の普及啓発を推進し、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。

(5) 協働による持続可能なまちづくり

① 地域の絆で協働のまちをつくる

ア シティプロモーションの推進

市民参画を促進する広報活動を積極的に推進し、様々な機会を捉えて情報の収集と提供活動を強化し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、広報紙やホームページ、SNS、PR 動画など様々なチャンネルを活用したシティプロモーションを展開し、市のイメージアップや郷土愛の醸成、交流人口の増加や移住・定住を促進します。

イ 広聴の推進

市民と行政の対話を推進するとともに、各種団体等からの要望、手紙・メールや各種アンケートなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を積極的に推進することにより、市民と情報や目標を共有し、市民の市政に対する意見・提言・要望を市政に反映します。

ウ 市民と行政との協働

急激な少子高齢化などに適切に対応できる持続可能なまちづくりの構築に向け、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、自治協力団体による地域の自治活動をはじめ、地域の様々な場面において、多くの市民の参加の下で行われているボランティア活動やコミュニティ活動などの市民活動を支援するとともに、市民と行政との情報の共有化を図りながら、それぞれが責任や役割を分担し、連携した協働によるまちづくりを一層推進します。

また、市民一人ひとりが家族や地域のつながり・愛着を深められるよう、ふるさとづくりを進めていくとともに、地域の特色を活かした他の自治体との交流を通して、相互理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

さらに、国籍等の異なる人々が互いの文化の差異を認め合い、地域社会を支え合い、ともに生きていくことのできる多文化共生のまちづくりを目指します。

② 便利で暮らしやすいまちをつくる

ア 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成

地域の特性を十分に活かし、秩序ある整備と発展を目指すため、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に計画的な土地利用を推進します。

特に、加須駅周辺では、埼玉県済生会加須病院の開院を契機として、都市機能の集積を図るとともに、既存市街地におけるにぎわい創出など新たなまちづくりを推進します。

また、良好な住環境を整備する民間開発や土地区画整理事業、個性ある街並みなどの整備を計画的に推進します。

イ 道路ネットワークの構築・道路環境の向上

渋滞の解消や安全対策を図るため、国・県道の早期整備に向けて埼玉県への継続的な要望に努めます。

また、災害時の広域避難経路や緊急輸送道路を確保するための「利根川新橋」及び市内を南北に結ぶ幹線道路の早期整備の促進に努めます。

企業などの社会経済活動や市民の日常生活を支え、便利で暮らしやすいまちをつくるため、市内の幹線市道による道路ネットワークの構築に努めるとともに、誰もが利用する最も身近な生活道路の整備に努めます。

さらに、老朽化した橋りょうの計画的な修繕や、市民との協働などにより、効率的・効果的な維持管理に取り組み、道路環境の維持向上に努めます。

ウ 魅力ある公園づくり

機能に応じた公園形態の分類の見直し、公園の統廃合や施設の再配置を行い、身近な緑や憩いの場を提供します。

加須駅周辺の新たなまちづくりエリアには、市民からニーズが高い、あらゆる世代が集い交流する魅力ある新たな交流空間の創出を推進します。

また、あらゆる人が、安全安心で利用しやすい公園施設の設置を推進するとともに、公園の適切な維持管理を推進します。

さらに、地域にある身近な公園に愛着を持ってもらうため、市民や自治協力団体、企業などと一緒に協働による公園づくりを推進します。

エ 地域公共交通の充実

コミュニティバス「かぞ絆号」については、交通弱者と言われる高齢者等の通院や買物などの移動手段として、市内公共交通事業者と連携して、必要な運行改善を実施し、利便性の向上と利用促進を図ります。

また、コミュニティバスとともに地域公共交通を支えている民間路線バスやタクシーの維持に努めます。

鉄道については、鉄道事業者や関係機関に対し、輸送力増強や利便性の向上に関する要望を粘り強く継続します。

オ 行政手続の利便性と窓口サービスの向上

デジタル社会の発展や多様化する市民ニーズに対応するため、デジタル技術を活用して行政手続などのオンライン化を推進するとともに、窓口サービスの向上に努め、デジタルで喜びや笑顔あふれるスマートな市役所づくりを推進します。

また、こうした行政手続などのオンライン化による利便性の向上に当たっては、引き続き、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

③ 持続可能な自治体経営を実現する

ア 効果的で効率的な自治体運営

持続可能で安定的な行財政基盤を確立できるよう、公共施設の適正な配置や計画的な行財政運営に努め、職員の能力開発や組織の見直し、「加須やぐるまマネジメントサイクル」による行政評価を実践し、効果的な行財政運営を推進します。

また、デジタル社会の進展に対応した行政のデジタル化を実現するため、AI やクラウドなどのデジタル技術を活用した自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、あらゆる分野において効果的に行政サービスを提供するため、業務の効率化を図ります。

さらに、近隣自治体との連携を強化し、広域的な取組を推進します。